

一般競争入札（事前審査型）
遠阪トンネル料金収受業務委託

配 布 資 料 一 覧

入札公告

1 入札公告本文

提示資料

2 業務積算内訳書の提出及び特約条項の追加について

3 特定の違法行為に関する特約条項・特記事項等

様式

4 一般競争入札参加申込書 (様式 1 号)

5 入札参加資格確認資料

① 元請 履行実績 (様式 3 号)

② 業務履行に関する実施体制 (様式 4 号)

③ 管理監督責任者配置予定者名簿 (様式 4-1 号)

④ 収受員配置予定者名簿 (様式 4-2 号)

⑤ 教育方針及び研修計画 (様式 5 号)

6 入札書ほか

7 誓約書

8 設計図書に関する質問書 (様式 2 号)

9 入札保証金還付請求書 (様式 6 号)

仕様書・契約書・業務要領

10 仕様書 (一式)

11 契約書 (ひな型)

12 業務要領 (一式)

兵庫県道路公社 本社

入札参加希望者各位

兵庫県道路公社
理事長 高野 滋也

業務積算内訳書の提出及び特約条項の追加について

下記についてご承知の上、入札に参加してください。

記

1 業務積算内訳書の提出

入札に関する条件として業務積算内訳書の提出を求めているため、所定の場所に所定の日時までに業務積算内訳書を提出できない方は、入札に参加できることとなります。

業務積算内訳書の様式については任意としますが、金抜設計書のすべての項目について記載されていることを原則とします。

積算については、自己積算を原則としますので、自己積算していない方、他者に自らの業務積算内訳書の内容等を漏らした方も入札に参加できません。

また、自らが提出した業務積算内訳書の内容に他者の提出したものと一致又は近似する部分がある場合において、その理由、具体的な積算方法及び自己積算していることのいずれかを明らかにすることができない方も、入札に参加できることとなるので特に注意してください。

さらに、入札参加者はお互いに競争しなければならない関係にあるため、他の入札参加者に対して見積書を交付する等の行為を行わないようになるとともに、落札者から他の入札参加者に対して本件入札に係る業務を委託する等の行為は、原則、認めていません。

なお、手持ち業務が多数あるために対応できない場合、設計図書の内容を確認して自己積算できないことが明らかになった場合、他の入札参加者からの見積依頼に応じた場合等において、入札に参加することを辞退したとしても、辞退した方に不利益が及ぶことはありません。

2 特約条項の追加

契約書に別紙記載のとおり「特定の違法行為に関する特約条項」を追加することになります。

特定の違法行為に関する特約条項

(発注者の解除権)

- 1 発注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用者若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたときは、この契約を解除できる。この場合においては、委託契約書第34条第1項の規定を適用する。

(解除に伴う措置)

- 2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

(賠償の予約) 【委託契約書第39条】

- 3 受注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用者若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札について次の各号のいずれかに該当したときは、業務委託料の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期間内に発注者に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。
 - (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- 4 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 5 第1項の規定による違約金又は前2項の規定による賠償金の徴収については、委託契約書第38条の規定を適用する。

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、仕様書で指定した料金事務所及び料金所で行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第9の2 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、発注者に書面で報告しなければならない。

2 受注者は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、発注者に報告しなければならない。

(再委託)

第9の3 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 受注者は、再委託を行う場合（再委託する相手方又は再委託する業務内容を変更する場合を含む。）には、発注者に所定の書面を提出し、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、発注者の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社を含む。）に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、その再委託契約において、発注者と受注者との委託契約で定める義務を当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）も負うものとして再委託先に当該義務を遵守するために必要な措置をとらなければならない。

その後に承諾を得た第三者についても同様とする。

- 4 受注者は、再委託を行った場合は、再委託した業務に係る再委託先の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとし、再委託に係る業務の履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に適宜報告しなければならない。
- 5 前4項の規定は、受注者が発注者の承諾を得て、再委託先が個人情報を取り扱う業務をさらに第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。）する場合（3次委託以降も含む。）においても同様とする。

（資料等の返還等）

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第11 発注者は、受注者及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

（遵守状況の報告）

第11の2 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

（事故発生時における報告）

第12 受注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約の解除）

第13 発注者は、受注者が本個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。この場合においては、委託契約書第34条第1項の規定を適用する。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。
- 3 第1項の規定による違約金の徴収については、委託契約書第38条の規定を適用する。

（損害賠償）

第14 発注者は、受注者が本個人情報取扱特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、受注者に対して損害の賠償を求めることができる。

暴力団等排除に関する特約

(趣旨)

1 発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利用することにならぬよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）との契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約（以下「再委託契約」という。）を締結してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする再委託契約を締結する場合においては、この特約の第2項から第7項まで、第10項、第11項及び第14項に準じた規定を当該再委託契約に定めなければならぬ。
- 4 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡してはならない。
- 5 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
(1) 再委託契約の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
(2) この契約の履行に関して業務の妨害その他不当な要求を受けたとき。
(3) 再委託契約の受注者から当該者が発注した再委託契約におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

- 6 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
(1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
(2) 受注者又は再委託契約の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時測量・建設コンサルタント等業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。）
- 7 発注者は、受注者から提供された情報を兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に提供することができる。

(警察本部長から得た情報の利用)

- 8 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当するのかについて、警察本部長に意見を聞くことができる。
- 9 発注者は、警察本部長から得た情報を他の契約において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するするために利用し、又は兵庫県知事が第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために提供することができる。

(発注者の解除権)

- 10 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この

項において同じ。)が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、委託契約書第34条第1項の規定を準用する。

- (1) 役員等が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したと認められるとき。
- (8) 再委託契約を締結するに当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、(1)から(6)までのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合((8)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 再委託契約の受注者が再委託契約を再発注して(1)から(6)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知りながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が再委託契約の受注者との特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結していないかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利用する行為をしたと認められるとき。

(解除に伴う措置)

11 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

(違約金の徴収)

12 第10項において準用する委託契約書第34条第1項の規定による違約金の徴収については、委託契約書第38条の規定を適用する。

(誓約書の提出等)

13 受注者は、この契約の契約金額が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関する誓約書を提出するものとする。

- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
- (2) 再委託契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約の受注者としないこと。
- (3) 受注者は、この特約の条項に違反したときには、第10項に基づく契約の解除、前項に基づく違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

14 受注者は、再委託契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該再委託契約の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写しを発注者に提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)

15 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察本部長に協力を求めることができる。

再委託契約における暴力団排除に関する特約（第3項関係）

発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、次とおり合意する。

- 1 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）との契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約（以下「再委託契約」という。）を締結してはならない。
- 2 受注者は、当該者を発注者とする再委託契約を締結する場合においては、この特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡してはならない。
- 4 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 再委託契約の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して工事の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 再委託契約の受注者から当該者が発注した再委託契約におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。
- 5 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は再委託契約の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時測量・建設コンサルタント等業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。）
- 6 発注者は、この契約に係る業務の委託者（当該業務を発注した兵庫県道路公社の契約担当者）を通じて、受注者から提供された情報を兵庫県警察本部長に提供することができる。
- 7 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したと認められるとき。
 - (8) 再委託契約を締結するに当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 受注者が、(1)から(6)までのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合((8)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (10) 再委託契約の受注者が再委託契約を再発注して(1)から(6)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知りながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が再委託契約の受注者とこの特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結していないかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利用する行為をしたと認められるとき。
- 8 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 9 受注者は、この契約の契約金額（発注者と複数の契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に次の事項に関する誓約書を提出するものとする。
- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 再委託契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約の受注者としないこと。
 - (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡しないこと。
 - (4) 受注者は、この契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。
- (1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第8号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）
- 2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

(受注関係者に対する措置)

- 第2 受注者がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず公社以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
- (1) 受注者に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

- 第3 発注者は、特定労働者から、受注者又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。
- 2 発注者は、前項の場合においては、必要に応じ、受注者に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 受注者は、前項の報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 受注者は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。
- 6 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

7 発注者は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による発注者に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 発注者は、労働基準監督署から受注者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、発注者が定める期日までに当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 受注者は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

- 第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(契約の解除)

- 第6 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、委託契約書第34条第1項の規定を準用する。
- (1) 受注者が、発注者に対し、第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 受注者が、発注者に対し、第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（受注者が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が受注者に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、受注者又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（受注者が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）
- 2 この項において準用する委託契約書第34条第1項規定による違約金の徴収については、委託契約書第38条の規定を適用する。

(損害賠償)

- 第7 受注者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

- 第8 受注者は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

下請契約における適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。
- (1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
 - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）
- 2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項に準じた規定を含んだ下請契約を締結しなければならない。

(受注者及び受注関係者に対する措置)

- 第2 受注者は、この契約の契約金額（発注者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超える場合は、発注者に対し、この契約を締結する時までに労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出しなければならない。
- 2 受注者が、この契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徵取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず公社以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。
- (1) 発注者に対し 第4及び第5の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。
- 6 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対して、その損害を請求することはできない。

(特定労働者からの申出があつた場合の措置)

- 第3 受注者は、特定労働者から、受注者又は下請関係者が特定労働者に対して、最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出が公社にあつた場合において、公社が行う当該申出に係る労働基準監督署への通報に必要な情報について、発注者から報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しな

ければならない。

- 2 受注者は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 受注者は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第1項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 受注者は、その雇用する特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見が労働基準監督署から公社にあり、公社の要請を受けた発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう求めがあつた場合においては、発注者が定める期日までに、当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金について第1項の意見があり、発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう求めがあつた場合においては、受注関係者に当該支払の状況の報告を求るとともに、発注者が定める期日までに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

- 第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。
 - 3 受注者は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求るとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。
 - 4 受注者は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求るとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

一般競争入札参加申込書

業務名 : 遠阪トンネル料金収受業務委託

開札日 : 令和7年10月7日(火)午後2時00分から

開札場所 : 兵庫県公社館 5階 道路公社会議室

上記業務に係る一般競争入札への参加を申し込みます。

このたびの入札参加申込にあたり、以下の事項を厳守することを誓約するとともに、
万が一違反した場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2 入札参加資格の要件を全て満たしていること。
- 3 提出資料の内容について事実と相違ないこと。

令和 年 月 日

兵庫県道路公社

契約担当者

理事長 高野 滋也 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

元請履行実績

兵庫県道路公社 理事長 様

令和 年 月 日

所在地

商号

代表者

印

電話番号

入札参加資格確認のため、下記のとおり履行実績を申告します。

	業務委託名	契約年月日	契約期間	契約金額 (千円)	発注者
例	○○○○ 業務	令和2年2月1日	令和2年4月1日～令和4年3月31日		
1					
2					
3					
4					
5					

(注1) 上記実績は令和2年4月1日以降の契約期間のものを記載すること。

(注2) 契約書(写し)を添付すること。

業務履行に関する実施体制

兵庫県道路公社
理事長 様

(業務名)

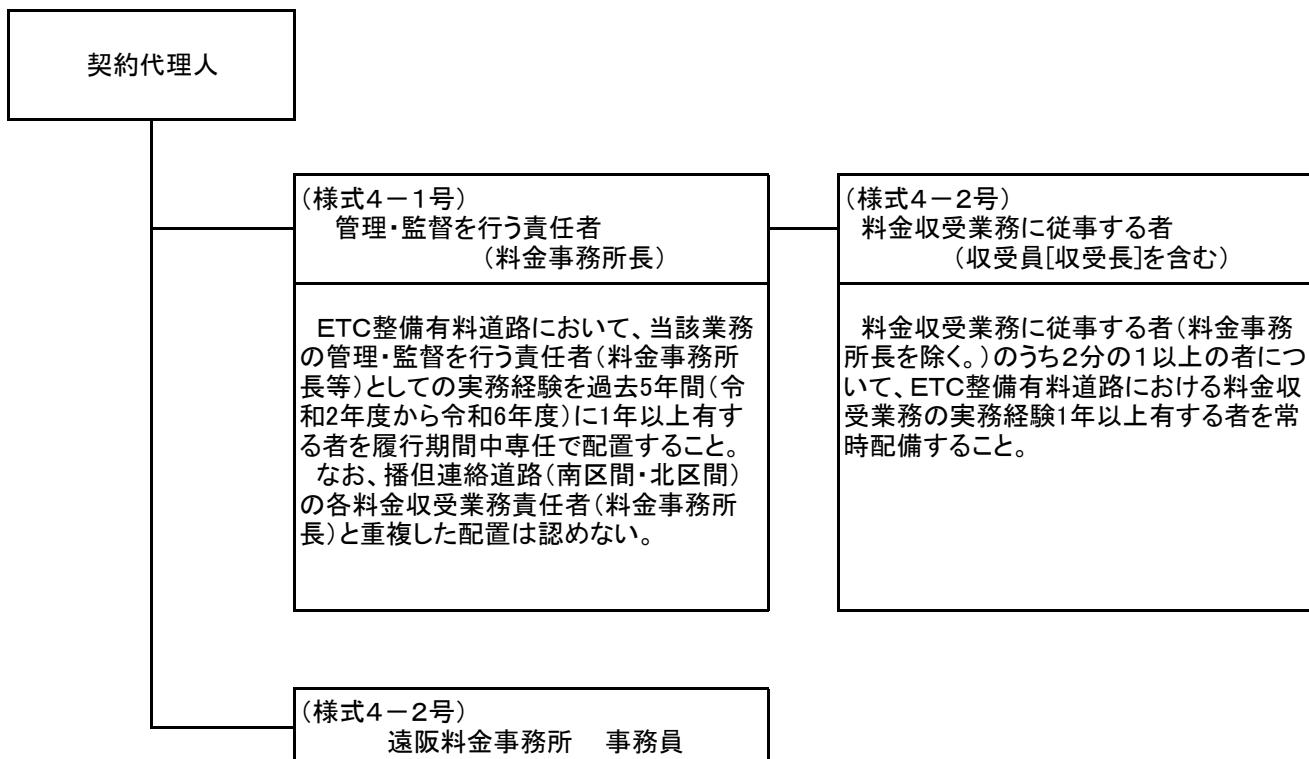
(商号又は名称)

(代表者名)

印

業務履行において支障をきたさないよう適正な人員配置をするため、下記の体制で業務を実施することを届け出ます。

遠阪トンネル料金収受業務の体制図



管理監督責任者(料金事務所長)配置予定者名簿

料金事務所	氏 名	入社年月	年令	生年月日	実務経験の内容 (有料道路、料金所名、役職名等)	経験年数	期間
遠阪		年 月		年 月 日		年 カ月	年 月 ~ 年 月
計(人)	人						

※1 実務経験の内容 :	収受業務を経験したETC整備有料道路名、料金所名、役職名等を記入してください。 また、現在と勤務している会社が違う場合はその社名を記入してください。
※2 添付書類 :	収受業務を経験したことがわかる書類を添付してください。 ① 従事業務の契約書の写し ② 料金所勤務配置表の写し ③ 他社の場合、従事業務証明書

収受員(収受長を含む)配置予定者名簿

料金所名	1日の勤務体制	配置予定者数	うち実務経験者数	配置予定者の考え方	従事している有料道路名と実務経験者数
遠阪				※1) 1日の勤務体制の考え方	
				※2) 配置予定者数の考え方	
				※3) うち実務経験者配置の考え方	
				※4) 実務経験者以外の従事者採用の考え方	
(平日) 事務員				※2) 配置予定者数の考え方	
計	人	人	人		

注) 配置予定者の考え方 料金収受業務に従事する者(料金事務所長を除く。)のうち2分の1以上の者について、ETC整備有料道路における料金収受業務の実務経験1年以上有する者を常時配置することが必要です。
収受業務を経験した有料道路等を記述してください。

※1) 1日の勤務体制 各料金所において日々の勤務に要する人員を記入してください。

※2) 配置予定者数 日々の勤務体制を維持するために必要な人員数を記入してください。

※3) うち実務経験者配置 新規参入者で、現行従事者の引継を考えられている場合は、それ以外の配置方法についても記載してください。

現行業者参入の場合は、現行の従事者の対応についても記載してください。

※4) 実務経験者以外の従事者採用の考え方を記載してください。

教育方針及び研修計画

(業務名)

(商号又は名称)

(代表者名)

印

1 教育方針

※ 就業規則、服務規律、不正防止の規定等のマニュアルを添付してください。

2 研修計画(年間)

業務委託入札書

業務委託名 遠阪トンネル料金収受業務委託

履行場所 朝来市山東町柴から丹波市青垣町遠阪まで

入札金額 ¥

上記業務委託については、貴公社の業務委託契約はもちろん、契約条項その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県道路公社 理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

当社
なお、
私

は消費税に係る

課税事業者
であることを届出します。
免税事業者

- (注) 1. 金額は訂正しないこと。
2. 金額の数字はアラビア数字を用い、1,500,000- 1,500,000.00のいずれかの方法により表示すること。
3. 金額は消費税抜きで記載すること。
4. 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

業務委託入札書

業務委託名 遠阪トンネル料金収受業務委託

履行場所 朝来市山東町柴から丹波市青垣町遠阪まで

入札金額 ¥

上記業務委託については、貴公社の業務委託契約はもちろん、契約条項その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県道路公社 理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

当社
なお、
私

は消費税に係る

課税事業者
であることを届出します。
免税事業者

- (注) 1. 金額は訂正しないこと。
2. 金額の数字はアラビア数字を用い、1,500,000- 1,500,000.00のいずれかの方法により表示すること。
3. 金額は消費税抜きで記載すること。
4. 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

入札辞退届

件名：遠阪トンネル料金収受業務委託

上記について、都合により入札を辞退します。

入札を辞退する理由

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県道路公社 理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

誓 約 書

下記1の公社発注委託契約（以下「本委託契約」という。）の締結に当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 公社発注委託契約の業務名称

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
 - イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員
 - ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) この契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者としないこと。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡しないこと。
- (4) 受注者が前3号のほか本委託契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときは、同特約の条項に基づく契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

(発注者)

契約担当者

兵庫県道路公社理事長 様

(受注者)

住 所
(所在地)

氏 名

〔法 人 名
代表者名（職氏名）〕

電 話 ()

—

番

電子メール _____

誓 約 書

下記1の公社発注委託契約の履行に伴い、再委託契約（以下「本再委託契約」という。）を締結するに当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力團を利することにならないよう措置を講じて暴力團排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 公社発注委託契約

- (1) 契約名

- (2) 発注者

兵庫県道路公社

- (3) 受注者

ア 住所（所在地）

イ 氏名（名称・代表者名）

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

ア 条例第2条第1号で規定する暴力團

イ 条例第2条第3号で規定する暴力團員

ウ 条例第7条に基づき暴力團排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号で規定する暴力團及び暴力團員と密接な関係を有する者

- (2) この契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者としないこと。

- (3) 受注者は、暴力團又は暴力團員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡しないこと。

- (4) 受注者が前3号のほか本委託契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

発注者様

(受注者)

住 所
(所在地)

氏 名

〔法 人 名
代表者名（職氏名）〕

電 話 ()

-

番

電子メール

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 委託契約名

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに公社へ報告を行うこと。
 - ア 公社から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に公社が定める誓約書を提出させ、その写しを公社に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに公社が行う本契約の解除、違約金の請求その他公社が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 公社に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

(発注者)

契約担当者

兵庫県道路公社理事長 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔法 人 名
代表者名（職氏名）〕

電 話 ()

—

番

電子メール _____

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

誓 約 書

下記1の委託契約の履行に伴い、再委託契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 委託契約名

- (1) 契約名

- (2) 発注者

兵庫県道路公社

- (3) 受注者

ア 住所 (所在地)

イ 氏名 (名称・代表者名)

2 誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに発注者へ報告を行うこと。

ア 発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を守るよう誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出すること。

(4) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときには、発注者が行う本契約の解除その他発注者が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア 上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

発注者 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔法 人 名
代表者名 (職氏名)〕

電 話 ()

-

番

電子メール _____

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

設計図書に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

※設計図書に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札公告に記載の受付期間内に提出してください。

令和 年 月 日

入札保証金還付請求書

兵庫県道路公社理事長 様

所 在 地

会 社 名

代表者名

印

入札保証金について、次のとおり請求します。

1 入札保証金に係る業務名

2 請求金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

3 振込先金融機関

金融機関名	銀 行 信用金庫 組 合	本 店 支 店 出張所
預金科目	1 普通 2 当座	口座番号
(フリカナ) 口座名義人		

仕様書

- 1 委託の名称
遠阪トンネル料金収受業務委託
- 2 委託の期間
令和8年1月19日から令和9年3月31日まで
- 3 委託費の積算
委託費の積算は、別添の「設計図書」によるものとする。
なお、入札における委託費は、令和8年1月19日から令和9年3月31日を対象として積算するものとする。
- 4 入札金額
入札金額は、委託費の積算対象期間における見積額とする。(但し、消費税及び地方消費税を除く)
- 5 契約保証金
免除する。ただし、落札者は契約締結までに兵庫県道路公社が認める業務履行保証人を選任すること。
業務履行保証人は、受注者と同等以上の資力及び同業務の履行実績があり業務履行能力を有すると発注者が承諾したものとする。
- 6 契約
入札の結果、落札金額に消費税及び地方消費税を加算した額を契約金額とする。
- 7 契約金額等の変更等
業務に著しい変更が生じた場合は、契約を変更できるものとする。
- 8 委託の場所、料金所開放レーン及び時間等
 - (1) 委託場所は次のとおりとする。
朝来市山東町柴～丹波市青垣町遠阪（遠阪トンネル）
 - (2) 料金事務所及び料金所の所在地
朝来市山東町柴
 - (3) 設置レーン数
6レーン
(青垣方面行山東方面行各3レーン　うち青垣方面行山東方面行各1レーンはE T C専用レーン)
 - (4) 配置人員、料金所開放レーン及び時間
料金事務所の配置人員表、料金所の開放レーン及び時間等（別紙1）のとおりとする。受注者は、上記の開放業務実施報告書を出務表とともに、毎月末日に播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）に提出することとする。
なお、これ以外のレーン開放については、臨時業務として半期毎に所長に報告し、適正な臨時業務と認められる場合は契約金額の変更を行うものとする。
- 9 料金収受の業務内容等
原則として遠阪トンネル料金収受業務要領（以下「要領」という。）の定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 料金収受方法
レシート発行方式
 - (2) 主な業務内容
 - ① 通行者から現金、回数券、E T Cクレジットカード、E T Cコーポレートカード、業務用車両証明書、(E T C) 業務用プレート、軍用車両有料道路通行証明書等により要領の定めるところに従って、所定の通行料金等を収受すること。

- ② 受注者は定められたレーンを開放するほか、常に交通の実態を把握し、次の各号による場合は適正な数の入口及び出口の車線を開放すること。
 - (ア) 所長から開放の指示があった場合
 - (イ) 急激な交通量の増大等により、開放レーンを増やし通行車両を円滑に処理する必要が生じた場合
 - (ウ) その他、臨時にレーンの開放が必要であると認められる場合
- ③ 料金収受機器及びE T Cシステムを構成する機器の監視、保安に関する業務並びに異常発生時の初期対応を行うこと。
- ④ E T C課金に係る軽微な調査を行うこと。
- ⑤ 所長の指示に基づき、通行の禁止、制限等に関する情報を料金所において掲示等を行うこと。
- ⑥ 通行者からの道路の損壊、交通事故、異常気象等に関する通報を所長に報告すること。
- ⑦ 回数券の販売を行うこと。
 - (回数券販売場所)

料金所 (ブース)	2 4 時間
	遠阪トンネルの全車種 11回券種を販売する。
 - 料金事務所

午前8時から午後8時まで
遠阪トンネルの全車種全券種を販売する。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、料金収受の円滑かつ適正な業務を確保するため、所長が指示する事項を実施すること。

1 0 貸与施設等

「貸与施設等一覧表」(別紙2)のとおりとする。

1 1 人員の確保及び研修

- ① 受注者は、必要な人員を速やかに確保し、勤務中の飲酒、飲酒後の運転など不祥事防止に係る研修や受託業務を円滑に実施するために必要な研修を行うものとする。
- ② 業務開始までに、釣り銭準備金、制服、通信機器や事務用品等、業務に必要な物品を用意し、業務に支障がないよう責任をもって準備するものとする。

1 2 業務用プレート等の交付について

発注者は、受託業務の実施に必要な車両について、(E T C) 業務用プレート等を受注者の申請により交付するものとする。

1 3 附帯条件

受注者が使用する料金事務所等の運営に要する経費のうち、発注者は電気料、上水道料及び下水道使用料を負担し、その他はすべて受注者の負担とする。

1 4 業務の引継

- (1) 受注者は、必要な人員を派遣し、業務開始までに要領記載の業務を円滑に遂行できるよう、必要な引継を誠実かつ確実に行うものとする。なお、引継に係る経費は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、契約期間最終にあたり、次期受注者へ必要な業務の引き継ぎを誠実に行うものとする。
- (3) 契約期間最終日に行った要領に基づく業務のうち、通行料金、通行券、証明書、回数券及び各種日報等の整理等は、翌日に責任をもって行い、発注者に報告するものとする。

1 5 その他

- (1) 受注者は、被雇用者への賃金について、常に最低賃金を上回るよう設定すること。
- (2) 受注者は、被雇用者に対する賃金の支払い状況について、四半期毎に支払い明細書を提出すること。

料金事務所配置人員表

料 金 事務所	職 種	勤務 日数	配置人員及び時間	
			人員	時間
遠 阪 ト ン ネ ル 料 金 事 務 所	料金事務所長	平日	1名	8 時間 (9時～18時)
	事 務 員	平日	1名	8 時間 (9時～18時)

※ 料金事務所長は、実務経験を過去5年間で1年以上を有する者を配置。

※ 収受員（収受長を含む。）は、料金所の開放レーン及び時間等に応じた体制要員を配置。

料金所開放レーン及び時間等

料金所名		設置レーン数	収受時間及び監視時間
遠阪トンネル 料金所	青垣 方面行	3 レーン (うち1 レーンが ETC専用 レーン)	1 レーン (ETC専用 0～24) 1 レーン (0～24)
	山東 方面行	3 レーン (うち1 レーンが ETC専用 レーン)	1 レーン (ETC専用 0～24) 1 レーン (0～24)

注. E T C 専用 レーンは、青垣方面行、山東方面行両方を1名で監視する。

料金收受受託者職種表

職 種	職 務 分 掌
契約代理人	○業務の総括責任者 (1) 委託業務の全般に関する委託者等との打合せ、協議及びこれらに基づく事項の実施、監督等
料金事務所長	○料金事務所の総括責任者 (1) 料金事務所における委託業務の全てに係る事項の総括、管理、監督 (2) 的確な車線開放の指示を行うこと (3) 収受員の勤務の管理 (4) 収受金の管理、未納金の処理を行うこと (5) 通行券等の管理を行うこと (6) 回数券の管理を行うこと (7) 料金所における防犯に関すること (8) 苦情処理等お客様との対応を行うこと
収受長	○料金事務所の総括責任者代理 (1) 収受員の指導、監督及び収受業務（付随する業務を含む） (2) 夜間休日における収受業務（付随する業務を含む）に係る料金事務所の総括責任者代理
収受員	○料金收受業務（付随する業務を含む） ETCレーンの監視
事務員	○一般事務 (1) 収受金の集計、公社への報告書類の作成 (2) 料金事務所窓口における回数券の販売 (3) 回数券の在庫、販売状況の管理 (4) お客様からの問合せへの対応を行うこと。

注 ① 料金事務所長の不在時には、料金事務所に収受長を配置すること。
 ② 料金事務所長は、契約代理人を兼ねることができる。

料金事務所貸与備品一覧表(遠阪トンネル)

1 建物

遠阪トンネル料金事務所	304.91 m ²
-------------	-----------------------

2-(1)料金事務所、ブース等の施設に関する貸与品

品 目	個数	備 考
事務机(両脇机)	1	
事務机(片脇机)	3	
事務椅子(所長用)	1	
事務椅子(一般職用)	3	肘付き
パイプ椅子	5	
丸椅子	6	
会議用テーブル	2	
応接セット(椅子2)	1	
応接セット(長椅子)	1	
応接セット(テーブル)	1	
書庫・引き戸型(大)	1	
書庫・引き戸型(小)	2	
書庫・ガラス引き戸型	1	
金庫(投入式)[大]	1	
金庫(投入式)[小]	1	
金庫投入用袋	100	
保管庫(收受トランク等)	1	
トランク(收受トランク)	12	
更衣ロッカー(4連)	4	
更衣ロッカー(3人用)1連	1	
ホワイトボード	1	
パンフレットケース	1	
カウンターテーブル	2	
小 計	152	

(2)施設以外のもので收受等に関する貸与品

品 目	合計	備 考
硬貨計算機	1	
紙幣計算機	1	
うがい器	1	
小 計	3	

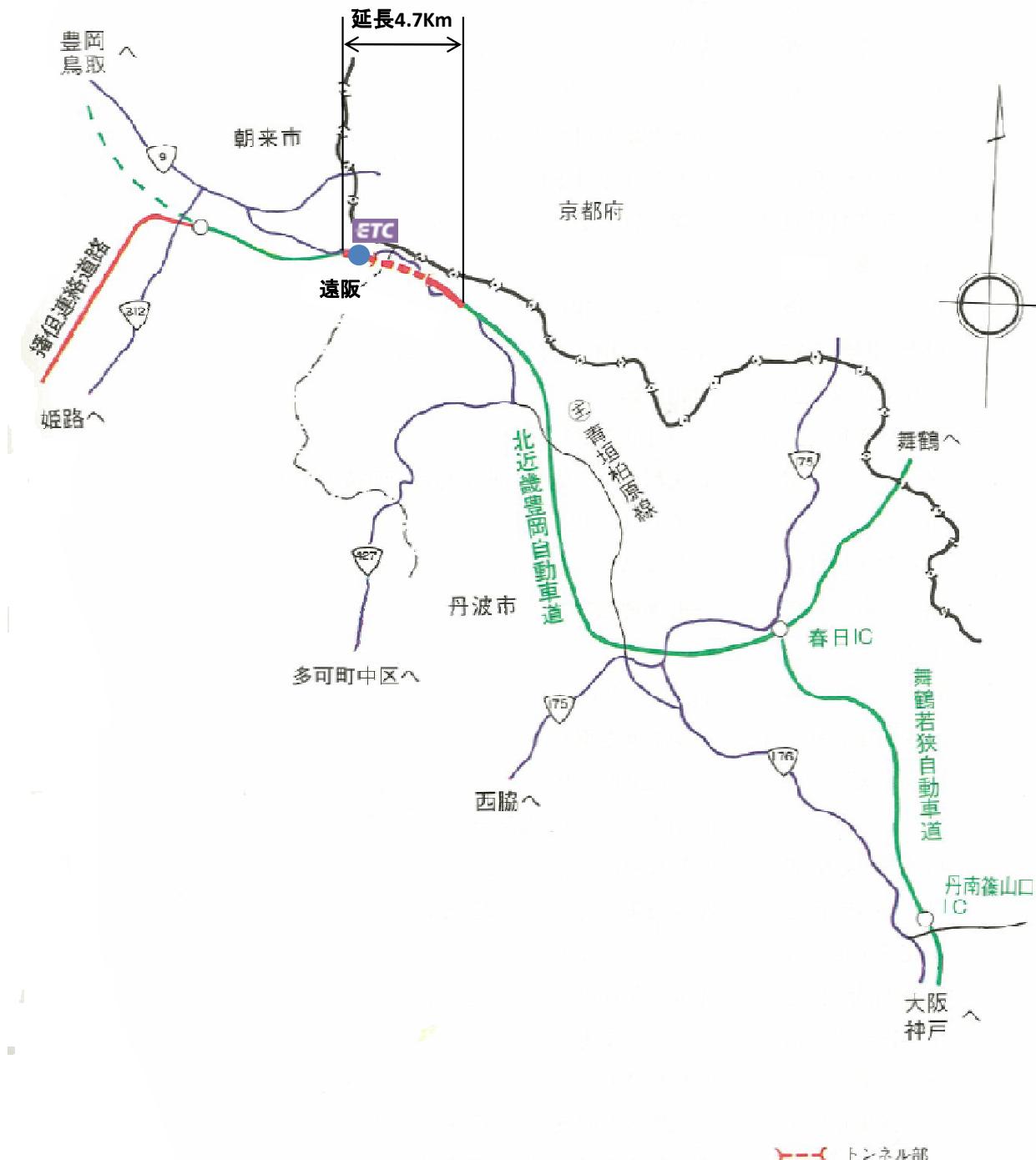
(3)その他の貸与品

品 目	合計	備 考
テレビ	1	
テレビ台	1	
掛け時計	4	
傘立て	2	
下駄箱	3	
冷蔵庫	1	
食器棚	1	
電気ポット	1	
電子レンジ	1	
電気掃除機	1	
加湿器		
洗濯機	1	
消火器	2	
小 計	19	
合 計	174	

注 (3)のその他の貸与品については、修理又は更新の必要がある場合は、受託者の負担において行うこと。

遠阪トンネル料金収受業務を委託する料金所等位置図

遠阪トンネル



収入
印紙

委託契約書

- 1 委託業務の名称 遠阪トンネル料金収受業務委託
- 2 履行場所 朝来市山東町柴～丹波市青垣町遠阪（遠阪トンネル）
- 3 履行期間 令和 8年 1月19日 から
令和 9年 3月31日 まで
- 4 業務委託料 ₩_____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ₩_____)
- 5 契約保証金 免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各自の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書3通を作成し、発注者、受注者及び業務履行保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 兵庫県道路公社 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
契約担当者 兵庫県道路公社
職氏名 理事長 高野滋也

受注者 住所
氏名

次の業務履行保証人は、受注者がこの契約による債務を履行しない場合において、その履行責任を負う。

業務履行保証人 住所
氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務の委託に関し、この約款（契約書及び特約条項、特記事項等が付された場合はこれを含む。）に定めるもののほか、別冊の仕様書、料金収受業務要領及びブース開閉時のマニュアル（以下「仕様書等」という。）に従い、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行しなければならない。
- 2 発注者は、その意図する委託業務を履行させるため、委託業務に関する指示を受注者又は受注者の契約代理人（第11条に定める契約代理人。以下同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の契約代理人は、当該指示に従い委託業務を行わなければならない。
- 3 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の協議がある場合を除き、委託業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、委託業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 受注者は、委託業務を行うための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(委託業務の範囲)

- 第2条 発注者が受注者に委託する委託業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とする。
- (1) 料金所において、通行者から所定の通行料金を現金で収受するとともに、領収書を交付すること。
- (2) 料金所において、通行者から回数券その他前売り通行券、ETCクレジットカード、ETCコーポレートカード、駐留軍通行証明書、業務用通行証補助券等の提示があった場合、遠阪トンネル料金収受要領（以下「要領」という。）に定めるとおり処理を行うこと。
- (3) 料金所において、通行者から市区町村の福祉担当窓口が発行した身体障害者手帳又は療育手帳の提示があった場合は、本人及び障害者割引対象者であることを確認し、所定の通行料金を現金で収受するとともに、領収書を交付すること。または、ETCクレジットカード等の提示があった場合、要領に定めるとおり処理を行うこと。
- (4) 料金所及び料金事務所において、回数券を販売すること。
- (5) 料金所のモニター、ETCシステムの監視を行うこと。
- (6) ETC課金にかかる軽微な調査を行うこと。
- (7) 発注者の指示に基づき、通行の禁止、制限等に関する掲示等を入口料金所等において行うこと。
- (8) 通行者からの道路の損壊、交通事故、異常気象等に関する通報を発注者に報告すること。
- (9) 仕様書等に定めるところにより業務を行うこと。
- (10) 播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）の指示によるもの。
- (11) 前各号に付随する業務を行うこと。

(毎年度の委託金額)

第3条 各会計年度における業務委託料の支払予定額は、次のとおりとする。

令和7年度（令和8年1月19日から3月31日）

￥ , , , 円

令和8年度 ￥ , , , 円

2 発注者が、料金所又は通行量が著しく増減したことにより、基本収受レン又は収受時間を変更する必要があると認めたときは、発注者と受注者が協議して、契約を変更することができるものとする。

(資金計画書)

第4条 受注者は、各会計年度の4月10日までに月別年間資金計画書を発注者に提出するものとする。

2 前条第2項により契約を変更したときは、受注者は、変更した月別年間資金計画書を発注者に提出するものとする。

(委託料の支払い)

第5条 受注者は、前条各項に規定する月別年間資金計画書による当該月分の委託料を翌月10日までに発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項に基づく受注者からの委託料の請求に対し、所長からの検認結果の報告を確認のうえ、毎月末日までに支払うものとする。

(契約の保証)

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、業務履行保証人（以下「保証人」という。）による保証を付さなければならない。

2 前項の保証人は、受注者と同等以上の資力及び同業務の履行実績があり業務履行能力を有するものと発注者が承諾したものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、委託業務を行う上で得られた情報、記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(所長及び監督員の権限)

第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

その者を変更したときも、同様とする。

- 2 所長又は監督員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて所長又は監督員に委任したもののか、仕様書等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する委託業務を履行させるための受注者又は受注者の契約代理人に対する委託業務に関する指示。
 - (2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の契約代理人との協議。
 - (4) 委託業務の履行の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督。

(契約代理人等の選任及び職員の届出)

第 11 条 受注者は、自己の使用する者のうちから、受注者に代わって発注者の監督又は指示に従い、委託業務の実施に関し、業務を総括する責任者（以下「契約代理人」という。）を選任するものとする。

- 2 受注者は、料金所において委託業務を適正かつ厳正に実施するため、料金所を統括する料金事務所長（以下「料金事務所長」という。）を選任するものとする。なお、発注者の承認を得た場合は契約代理人と料金事務所長を兼ねることができる。
- 3 受注者は、契約代理人又は料金事務所長が不在時の代理をする者を選任するものとする。
- 4 受注者は、前各項に規定する契約代理人、料金事務所長、代理をする者（以下「契約代理人等」という。）の選任を行うときは、その者の氏名、住所、年齢、職歴、雇用形態等を書面により速やかに所長に通知するものとする。この場合、受注者は、契約代理人に委任する職務の範囲を、所長に通知するものとする。
- 5 受注者は、この契約に定める業務に従事する職員の氏名、年齢、雇用形態等のほか、実務経験者にあっては、経験先の有料道路名及び期間を所長に通知するものとする。
- 6 受注者は、前2項の規定により通知した契約代理人等又は職員を変更したときは、前2項の例により通知するものとする。
- 7 所長は、契約代理人等又は職員が委託業務を実施するうえで不適当と認めたときは、その理由を明示して、受注者にその変更を求めることができる。この場合において、受注者は、適切な措置をとらなければならない。

(報告等の義務)

第 12 条 受注者は、毎日、仕様書等に基づき作成した各種報告書等を所長に提出し、委託業務の状況を報告するとともに、業務中に問題事案が発生したときは、速やかに所長に報告すること。

- 2 所長は、前項の規定により提出された報告等に疑義を生じたときは、受注者に対してその原因の調査を指示することができる。
- 3 受注者は前項の指示を受けた場合には、速やかに調査し、その結果を所長に報告しなければならない。

(発注者の確認等)

第 13 条 発注者及び所長は、委託業務の履行状況を確認するため前条に定めるもののほか必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について、受注者に報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

2 発注者及び所長は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の履行が適正でないと認めたときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

3 受注者は、前項の規定により発注者及び所長から指示を受けたときは、その指示に基づき、速やかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を発注者に報告しなければならない。

(異常事態の措置)

第 14 条 受注者は、災害、盜難その他異常事態が発生したときは、直ちに所長に報告するとともに、所長の指示に従い必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急の場合は臨機の措置をとったのち、速やかに所長に報告するものとする。

(貸与品等)

第 15 条 発注者が受注者に貸与する施設、車両その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）については、仕様書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を委託業務の使用目的以外に使用し、又は使用権を他に譲渡し、転貸若しくは原状を変更してはならない。
- 4 受注者は、貸与品等が災害その他の事項により滅失、亡失又はき損したときは、速やかに事故報告書を提出しなければならない。
- 5 受注者は、修繕、模様替えなどの行為をしようとするときは、事前に書面をもって発注者の承認を得なければならない。
- 6 受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 7 受注者は、その責に帰する事由により貸与品等を滅失又はき損し、発注者に損害を及ぼしたとき及び第三者に損害を与えたときは、損害の賠償をしなければならない。
- 8 受注者が使用する料金事務所等の運営に要する経費のうち、発注者は電気料、上水道料、下水道使用料を負担し、その他はすべて受注者の負担とする。
- 9 受注者は、貸与品等の通常の維持保存に要する費用及びこれ以外のもので受注者が負担することが適當と思われる費用を負担するものとする。ただし、建物等の改築、災害等による修繕その他受注者に負担させることが不適當と認められる費用については、この限りでない。
- 10 受注者は、委託期間が満了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。受注者が原状回復の義務を履行しないときは、発注者は使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、受注者は何ら異議を申し立てることができない。

(仕様書等と委託業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 16 条 受注者は、委託業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならぬ。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、その他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協力義務)

第 17 条 受注者は、発注者の行う調査その他発注者が委託業務の遂行上必要と認めて協力を要請する事項について協力しなければならない。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、委託業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 施行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。
 - (5) 仕様書等に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書等の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（仕様書等の変更）

第19条 発注者は、必要があると認められるときは、仕様書等又は委託業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託業務の中止）

第20条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が委託業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、委託業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、委託業務の中止内容を受注者に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により委託業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者が委託業務の続行に備え委託業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

（委託業務に係る受注者の提案）

第21条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、委託料を変更しなければならない。

(臨機の措置)

第 22 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他委託業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務履行に伴う損害賠償)

第 23 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を発注者に補てんし、又は賠償しなければならない。

- (1) 収受した金額が収受すべき金額に不足するときは、当該不足額。
 - (2) 収受金及び発注者から支給された回数券及び通行券類、並びに通行車両から収受した通行券等を亡失又はき損し、発注者に損害を与えたときは、当該損害の額。
 - (3) 道路施設、貸与品等をき損又は滅失することにより発注者に損害を与えた場合は、その損害額。
 - (4) 前各号に規定するもののほか、受注者の責に帰すべき理由により発注者に損害を与えたときは、当該損害の額。
- 2 受注者は、委託業務の実施について、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の責に帰する場合を除くものとする。
 - 3 発注者は、発注者の責に帰すべき理由により受注者に損害を与えたときは、当該損害の額を受注者に賠償しなければならない。

(業務履行に伴う損害賠償金等の控除)

第 24 条 発注者は、受注者が前条第 1 項に規定する損害賠償金、又は補てん金の額を、発注者の指定する期日までに支払わないときは、委託料からその金額を控除し、なお不足を生じるときはさらに不足額を請求するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第 25 条 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（第 37 条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。
- 3 委託業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（第 37 条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、委託業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(第三者による代理受領)

第26条 受注者は、発注者の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第5条の規定に基づく支払をしなければならない。

(業務履行保証人)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、保証人に対して委託業務を履行すべきことを請求することができる。

- (1) 発注者の事業の運営に支障となる行為を企て、又は行ったとき。
- (2) 法令違反行為、お客様の信頼を失墜させ、社会的な非難を受けるような社会規範に反する行為など、委託業務を実施する者として不適当であると認められる事実が発生したとき。
- (3) 第1号及び第2号のほかこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 保証人は、前項の請求があったときは、第7条の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を承継する。

(業務履行保証人の変更)

第28条 発注者は、保証人につき次の各号のいずれかにでも該当する事由が生じたときは、なんらの通知、催告がなくとも当然に、保証人との契約を解除することができる。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これに準ずる手続きが開始されたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき。
- (3) その他、資力、業務履行能力等に重大な変更を生じたとき。

2 前項の規定により保証人の契約が解除された場合において、受注者は、受注者と同等以上の資力及び同業務の履行実績があり業務履行能力を有する新たな保証人による保証を付さなければならない。

3 受注者は、前項の規定により新たな保証人を付するときは、事前に発注者の承諾を得なければならない。

(発注者の催告による解除権)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 発注者の監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

- (2) 発注者の事業の運営に支障となる行為を企て、又は行ったとき。
- (3) 法令違反行為、通行者の信頼を失墜させ、社会的な非難を受けるような社会規範に反する行為など、委託業務を実施する者として不適当であると認められる事実が発生したとき。
- (4) 前3号のほかこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関する兵庫県の競争入札又はせり売りにおいて地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき、及び兵庫県道路公社の競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (6) 暴力団排除に関する特約に違反したとき。
- (7) 特定の違法行為に関する特約条項に違反したとき。
- (8) 第32条又は第33条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第31条 第29条又は第30条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第32条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第33条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により仕様書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による委託業務の全ての中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

（発注者の損害賠償請求等）

第34条 次の各号のいずれかに該当するとき、受注者は、業務委託料の10分の1に相応する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第29条又は第30条の規定により契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について不履行となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事

由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

(受注者の損害賠償請求等)

第35条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第32条又は第33条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第5条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第36条 受注者は、契約が解除されたときは、貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第29条又は第30条の規定によるときは発注者が定め、第32条又は第33条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第37条 受注者は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを作成し、直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第38条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から委託料支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(賠償の予約)

第39条 受注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期限までに発注者に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約外の事項)

第 40 条 この契約書に定めのない事項については、兵庫県道路公社会計規程（昭和 46 年 4 月 26 日規程第 12 号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

遠阪トンネル料金収受業務要領

(目的)

第1条 この要領は、兵庫県道路公社（以下「発注者」という。）が管理する遠阪トンネルにおける料金収受に関する委託業務（以下「委託業務」という。）の実施について、公社から委託を受けた者（以下「受注者」という。）が履行する委託業務に関する実施方法を定め、もって委託業務の適正かつ円滑な処理を目的とする。

(適用範囲)

第2条 受注者の委託業務の実施については、仕様書に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(勤務心得)

第3条 受注者は委託業務の実施に当たっては、常に親切丁寧な態度で道路を通行する者（以下「通行者」という。）に接するとともに、迅速かつ適正にこの責務を遂行しなければならない。

2 受注者は、従事する職員に対し、飲酒・酒気帯び勤務の厳禁、料金所へのアルコール飲料の持ち込み禁止を徹底させるとともに、業務前のアルコール検査、不祥事防止に係る研修等実効性のある取り組みを実施すること。

(業務実施時間)

第4条 受注者は毎日0時から24時まで委託業務を実施するものとする。ただし、播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）が特に指示した場合はこの限りでない。

(収受員の配置等)

第5条 受注者は、料金所における委託業務を円滑に遂行するために労働基準法を遵守し、適正な人員数の料金収受員を配置しなければならない。

2 受注者は収受員の氏名、住所、年齢、雇用形態等を所長に通知しなければならない。

(制服等の着用)

第6条 受注者は、収受員を委託業務に従事させるときは、公社の承認した仕様の制服、制帽及び名札を着用させるとともに氏名をブースの所定の場所に表示しなければならない。

2 受注者は、収受員の服装、態度及び言動等に注意し、通行者に対して不快、不親切の感を与えないよう指導監督しなければならない。

(公社の指示)

第7条 受注者は、委託業務の実施に当たり、所長の指示があった場合はこれに従わなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施に当たり、所長の指示を求める必要がある場合は、直ちに所長の指示を求めなければならない。

3 受注者は、通行者等との間に争いが生じないよう、委託業務を実施するものとし、通行者等との間に争いが生じた場合は、受注者で解決を図るものとする。ただし、

争いが解決しないときは所長に報告し、その指示を受けるものとする。

(施設等の管理)

第8条 受注者は、委託業務の実施に当たり、公社が貸与する施設等を常に善良な管理者の注意をもって管理、使用しなければならない。

2 受注者は設備等を常に円滑な業務が行えるよう十分な整備、点検等を行わなければならない。

3 受注者は、公社が貸与する施設の維持修繕を行う場合は、所長の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

(ブース内外の清掃)

第9条 受注者は、料金事務所の内外、料金所周辺及びブース内外の清掃を実施するものとする。その際は、安全対策に十分留意し、安全チョッキ並びにヘルメットを着用すること。

(感染症等の対策)

第10条 受託者は、感染症の発生を未然に防止するとともに発生時の迅速かつ的確な対応を図るため、公社が制定した「健康管理危機対策要領」、及び国・兵庫県・その他感染症専門機関から示される感染症にかかる指針等を踏まえ十分な対策を講じるとともに、道路機能を維持するため、公社に協力して業務継続に努めること。

(収受員等の教育訓練)

第11条 受注者は、業務の遂行に当たる職員の研修計画書を所長に提出し、承認を得るものとする。特にその研修内容について、業務上の錯誤をなくすための指導、通行者から好印象をもたれるような教育及び収受員の安全管理を徹底するものとする。

(料金収受業務)

第12条 受注者の実施する委託業務は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) この要領において定めるところにより、遠阪トンネルの通行料等を收受すること。

(2) 受注者は、「遠阪トンネル料金開放レーン及び時間等」(仕様書8(4))のとおり開放するほか、常に交通の実態を把握し、次の各号による場合は適正な数の入口及び出口の車線を開放するよう努めなければならない。

① 所長から開放の指示があった場合。

② 急激な交通量の増大等により、開放レーンを増やし通行車両を円滑に処理する必要が生じた場合。

③ その他、臨時にレーンの開放が必要であると認められる場合。

(3) 料金収受及びETCシステムを構成する機器の監視、保安に関する業務並びに異常発生時の初期対応を行うこと。

(4) ETC課金に係る軽微な調査を行うこと。

(5) 所長の指示に基づき、通行の禁止、制限等に関する情報を料金所において掲示等を行うこと。

(6) 通行者からの道路の損壊、交通事故、異常気象等に関する通報を所長に報告すること。

- (7) 遠阪トンネルの回数券を販売すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、料金収受の円滑かつ適正な業務を確保するため、所長が指示する事項を実施すること。

(注意事項)

- 第13条 受注者は、料金収受に従事するに当たっては、次の各号に掲げる事項について特に注意しなければならない。
- (1) あらかじめつり銭準備金、その他料金収受に必要な物品を確認し、勤務に支障がないよう準備すること。
 - (2) 常に手持ちのつり銭等が不足しないように努めること。
 - (3) 勤務時間中に私金その他料金収受に必要のないものを携帯しないこと。
 - (4) 勤務の交替を迅速に行い、交替のために交通渋滞を生じさせないよう努めること。
 - (5) 職員の勤務交代、車線の開放又は閉鎖若しくは車線横断を行うときは、安全を確認のうえ敏速に行い、別に定める「レーン開閉時のマニュアル」を厳守すること。
 - (6) 常に防犯、防災等に努め、犯罪、事故、災害等が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに所長に報告すること。
 - (7) 通行者から犯罪、事故、災害等が発生するおそれの通報があったときは、直ちに所長に報告すること。

(公社の業務に対する協力等)

- 第14条 受注者は、発注者が行う次の各号に掲げる業務に対して積極的に協力しなければならない。
- (1) 遠阪トンネルで実施する交通量調査、OD調査、通行者に対するアンケート調査、車両の走行調査等。
 - (2) 通行者に対するPR資料等の配布。
 - (3) 通行者に対する道路案内。
 - (4) その他の所長が業務の遂行上必要と認めて協力を要請する事項。
- 2 受注者は、所長から事故車の保管を依頼されたときは、当該事故車の運転者、使用者又は、これらの者の委任を受けた者（以下「被排除者」という。）に当該車両を引き渡すまでの間、保管に協力するとともに当該車両その他搭載品等の盗難防止に留意しなければならない。
- 3 受注者は、被排除者が事故車を引き取りにきた場合には、次の各号に掲げる書面を確認のうえ、公社の指示を受けて被排除者へ事故車を引き渡すものとする。
- (1) 事故車引取通知書（別紙様式1）又は事故車処分通知書（別紙様式2）
 - (2) 銀行振込の領収書その他被排除費用が支払済であることを証する書面

(料金収受機械の操作)

- 第15条 受注者は、料金収受機械（以下「収受機」という。）の操作を所定の方法に従い正確かつ丁寧に行わなければならない。
- 2 受注者は、料金収受に従事するとき以外は、収受機の操作を行ってはならない。

(収受機の故障等)

- 第16条 受注者は、収受機の故障その他の理由により収受機を使用して料金収受を行

うことができないとき又は収受機に異常を認めたときは、直ちに所長にその旨を報告し、必要な指示を受けなければならない。ただし、異常が軽微で自ら処理できるときは、この限りでない。

(料金収受方法)

第 17 条 受注者は、通行車両の車種を別表 1 により判別したうえ、通行者から所定の料金を現金で収受しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する通行車両については、この限りでない。

- (1) 回数券その他の前売り通行券（以下「回数券等」という。）による通行車両。
- (2) 軍用車両有料道路通行証明書による通行車両。
- (3) 業務用車両証明書及び業務用プレートによる通行車両。
- (4) 道路整備特別措置法第 24 条第 1 項ただし書きに規定する自動車で前号に規定する通行車両以外の通行車両。
- (5) ETC ノンストップシステムによる通行車両。

- 2 前項第 4 号に規定する通行車両の取扱いについては別に定める。
- 3 受注者は、通行者から身体障害者手帳又は療育手帳（有料道路における障害者特別割引措置の対象者である旨の押印のあるものに限る。）を確認のうえ、所定の料金を現金により収受しなければならない。
- 4 受注者は、押印のある身体障害者手帳又は療育手帳の提示を拒否した通行者、若しくは押印のある身体障害者手帳又は療育手帳を所持していない通行者については、割引前の料金を現金その他の方法により収受しなければならない。

(領収書等の交付)

第 18 条 受注者は、通行者に高速道路利用証明書をその都度収受機から発行し、交付しなければならない。

- 2 受注者は、前項において、機械の故障、停電その他の事由により機械から発行できないときは、予備通行券（別紙様式 3）を交付するものとする。
- 3 受注者は、前項により予備通行券を交付したときは、当該予備通行券の交付枚数及びその一連番号を控えておかなければならない。

(回数券等所持車両の取扱い)

第 19 条 受注者は、通行者から回数券等の提出があったときは、その券面記載事項を確認のうえ、当該回数等を収受しなければならない。

- 2 受注者は、通行車両の車種が、回数券等の券面記載事項と異なるときは当該回数券等を通行者に返却し、所定の料金を現金その他の方法により収受しなければならない。

(駐留軍公用車両の取扱い)

第 20 条 受注者は、通行者から軍用車両有料道路通行証明書（別紙様式 4）の提示があったときは、当該証明書の券面記載事項（特にサインの有無）を確認のうえ、所定の収受機操作を行ったのち、第 19 条第 1 項の規定に準じて処理するものとする。

- 2 受注者は、前項の通行者について、軍用車両有料道路通行証明書を携行していないとき、又は、当該証明書を券面記載事項と異なって使用したときは、所定の料金を現金その他の方法により収受しなければならない。ただしやむを得ない理由があると認められる通行者については、誓約書（別紙様式 5）を徴するとともに、後日

証明書を送付するよう通告のうえ通行させるものとする。

- 3 受注者は、前項のただし書きの規定による証明書が送付されないときは、誓約書を証拠として、当該通行者の所属する機関に送付を求めなければならない。

(業務用車両証明書等及び業務用プレート所持車両の取扱い)

第 21 条 受注者は、通行者から通行券とともに業務用車両証明書又は工事用車両証明書（別紙様式 6）とともに業務用プレート（別紙様式 7）の提出があったときは、当該プレートを收受機で処理したのち、当該カードを通行者に返却しなければならない。

(公務用従事車両及び行動従事車両の取扱い)

第 22 条 受注者は、通行者から公務従事車両証明書（別紙様式 8）及び行動従事車両証明書（別紙様式 8-1）の提出があったときは、その券面記載事項を確認したうえ、当該証明書を收受しなければならない。

- 2 受注者は、前項の通行者について公務従事車両証明書及び行動従事車両証明書を所持しないとき又は当該証明書を券面記載事項と異なって使用したときは、所定の料金を現金その他の方法により收受しなければならない。ただし、緊急やむを得ない公務に従事していると認められるときは、身分証明書等の提示等を求めるとともに、後日すみやかに公務従事車両証明書及び行動従事車両証明書を送付するよう通告のうえ、通行させることができる。

- 3 前項のただし書きの処理を行ったときは、無料通行車両簿（別紙様式 9）に当該車両の自動車登録番号及び所属その他必要事項を記入しなければならない。

(公務従事車両及び行動従事車両以外の車両の取扱い)

第 23 条 受注者は第 17 条第 1 項第 4 号に規定する通行車両[料金を徴収しない車両を定める告示（平成 17 年 9 月 30 日付け国土交通省告示第 1065 号（以下「国交省告示」という。））第 8 号に基づき発行された道路通行証による通行車両を除く。]のうち、公務従事車両及び行動従事車両以外の通行車両については、公社が別にその取扱いを定めたものを除き、当該通行者から用務等の内容を聴取し、身分証明書等の提示を求めたうえ通行させるものとする。ただし、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車については、身分証明書等の提示を求めることなく通行させることができる。

- 2 受注者は、前項の処理を行ったときは、前条第 3 項に準じた処理を行わなければならぬ。

- 3 受注者は、前 2 項の規定にかかわらず、国交省告示第 5 号に基づき料金を徴収しない車両の取扱いについては、公社の指示によりこれを行わなければならない。

(E T C 車両の取扱い)

第 24 条 受注者は、E T C レーンにおいて、何らかの不具合が生じレーンの使用及び車両の通行ができなくなったときは、原因を究明し不具合を解除しなければならない。ただし、受注者で解除ができないときは、直ちに所長に報告し、その指示を受けなければならない。

(料金支払不能者の取扱い)

第 25 条 受注者は、料金の全部又は一部の支払いができない通行者（以下「料金支払

不能者」という。)があるときは、料金所において料金支払不能者から事情を聴取し、当該未納金納入告知書(別紙様式10)に所要事項を記入し、所要の説明を行ったのちこれを料金支払不能者に対して交付して通行させるものとする。

2 受注者は、前項の処理を行ったときは、未納金納入告知書の写し等必要書類を保管し、納入期日が過ぎても納入されない場合は、料金支払不能者へ督促を行い、料金を收受しなければならない。

(支払拒絶車両の取扱い)

第26条 受注者は、料金支払を拒絶する通行者があるときは、料金の支払いの確保を図る措置をとるとともに、速やかに所長に報告しその指示を受けなければならない。

(不法通行車両に対する取扱い)

第27条 受注者は、不法に料金を免れようとする通行者があったときは、身の危険を冒さない範囲で、その通行を制止する等臨機の措置を取るように努めるとともに、所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、制止に応じないで通過した通行車両があったときは、所定の收受機操作を行い自動車登録番号その他当該車両の特徴等を記録しなければならない。

3 受注者は、前項に規定する措置をとったときは、強行突破データ通知書(別紙様式11)を作成しなければならない。

(通行不適格車両に対する措置)

第28条 受注者は、道路法(昭和27年法律第180号)その他の法令により、当該道路を通行することができない通行車両が進入又は通行してきたときは、当該通行車両の通行者に対して通行することができない旨を告げて退去させる等の適切な措置をとらなければならない。

2 受注者は、前項に規定する通行車両の通行者に通行することができない旨を告げたにもかかわらず、進入又は通行しようとしたときは、自動車登録番号その他当該通行車両及び運転者の特徴等を記録し、所長に報告するものとする。

(印章の押なつ)

第29条 受注者は、収受した回数券等、軍用車両有料道路通行証明書、業務通行証補助券、公務従事車両証明書に速やかに印章を押なつしなければならない。ただし、所長が別にその取扱いを指示した場合は、この限りではない。

(収受金の納入及び保管責任)

第30条 受注者は、現金で収受した料金を、公社の指定する方法により納入するものとし、関係書類の照合により生じた過不足金も合わせて納入するものとする。この際、受注者は、預金簿(別紙様式12)に納入した金額を記録しておかなければならない。

2 受注者は、収受金、通行車両から収受した回数券等を善良な管理者の注意をもって保管し、盜難防止に努めるとともに、損害保険に加入するものとする。

(収受金等の照合審査)

第31条 受注者は、勤務の交替の都度収受金、つり銭準備金等を集計し、勤務確認表

等と照合審査を実施しなければならない。

- 2 受注者は、照合審査の結果、誤処理や誤差を発見した場合は、事情聴取等を行い、その原因を究明し、その結果を審査結果一覧表（別紙様式 13）に取りまとめなければならない。
- 3 受注者は、前項においてその原因が明らかにならなかったとき、その他異常を認めたときは、速やかに所長に報告し、指示をうけてその処理にあたるものとする。

（記録の修正）

第 32 条 受注者は、前条第 1 項により原因が明らかとなった誤処理や誤差については、事務所処理装置により処理記録の修正をすることができる。

- 2 前項により修正した事実は、審査結果一覧表の審査結果欄にその理由を記入しなければならない。
- 3 前項のほか修正が必要な事実が生じた場合は、別に定める修正通知書を作成しなければならない。

（収入調書等の作成）

第 33 条 受注者は、毎日勤務確認表及び第 31 条により実施した照合審査の結果に基づき収入調書（別紙様式 14）及び日累計（別紙様式 15）等を作成しなければならない。

（照合審査の責任者等）

第 34 条 この要領第 31 条に定める照合審査は、契約代理人を照合審査責任者として行うものとする。

- 2 受注者は、照合審査担当者及び照合審査担当補助者を指名したときは、公社に通知しなければならない。

（料金超過額の処理）

第 35 条 受注者は、通行者から所定の料金とともに、これを超過する金額（以下「料金超過額」という。）を受け取った事実を確認したときには、その事実及び料金超過額を勤務確認表等に記録しておかなければならない。

- 2 受注者は、通行者から料金超過額を受取った事実が発生した日の領収書を示して払戻請求書の提出があったときは、当該通行者が当該料金超過額を支払ったことを確認したのち、証拠書類を添えて所長に報告しなければならない。

（料金不足額の処理）

第 36 条 受注者は、通行者から所定の料金に満たない金額を受け取った事実を確認したときには、その事実及び所定の料金に対して不足する額（以下「料金不足額」という。）を勤務確認表に記録しておかなければならない。

（報告の義務）

第 37 条 受注者は、毎日、日累計表その他必要な書類を添付し翌日の 15 時までに所長に提出して業務の状況を報告するほか、次の各号の一に該当する場合は、速やかに所長に報告しその指示を受けなければならない。

- (1) 通行者から有料道路の通行等に關し、意見又は苦情が提出された場合
- (2) 受注者の使用人による労働争議によって、受注者が契約書に定める受託業務

を正常に実施することが困難であると認められる事態が発生し、又発生するおそれがある場合

(3) 前各号に定めるもののほか受託業務の実施に関し、特殊または異例の事態が発生し、又発生するおそれがある場合

2 受注者は、前項により報告した内容に修正等が生じた場合は、所長に報告を行い所長の指示により修正等を行わなければならない。

(報告等の義務)

第38条 所長は、前項の規定により提出された報告等に疑義を生じたときは、受注者に対しその原因の調査を指示することができる。

2 受注者は前項の指示を受けた場合には、速やかに調査し、その結果を所長に報告しなければならない。

(その他)

第39条 この要領に定めのない事項については所長が指示するものとする。

別表1（第17条関係）

車種区分	自動車の種類	摘要
軽自動車等	イ. 軽自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ. 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるものをいう。
	ハ. 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
普通車	ニ. 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車(ロに該当するものを除く。)をいい、専ら人を運搬する構造のものにあっては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ. 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ. けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)のうち、イ又はハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のものをいう。
中型車	ト. 普通貨物自動車 (車両総重量8t未満かつ最大積載量5t未満のもので3車軸以下のもの)	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの(以下「普通貨物自動車」という。)のうち、車両総重量8t未満かつ最大積載量5t未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又は、被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)をいう。
	チ. 乗合型自動車 (乗員定数11人以上29人以下のもので車両総重量8t未満のもの)	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの(ホに該当するものを除く。以下「乗合型自動車」という。)のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8t未満のものをいう。
	リ. けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	イ又はハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両をいう。
大型車	ヌ. 普通貨物自動車 (車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のもので車軸数の合計が3以下のもの(トに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続き等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第1号から5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)をいう。	普通貨物自動車のうち、車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のもので車軸数の合計が3以下のもの(トに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続き等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第1号から5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)をいう。
	ル. 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8t以上のもののうち道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による免許をうけて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該免許に係る路線を定期に運航するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第2条第2号の規定による許可を受けて、当該許可に係る路線を運行するもの又は車両総重量8t以上のもののうち乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9m未満のものをいう。
	ヲ. けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものと被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。

車種区分	自動車の種類	摘要
特大車	ワ. 普通貨物自動車 (4車軸以上のもの)	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上もの(又に該当するものを除く。)をいう。
	カ. 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。
	ヨ. 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8t以上のもの(又に該当するものを除く。)をいう。
	タ. 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(又は、又は又は又に該当するものを除く。)をいう。

(特殊用途自動車の種類)

取扱い	摘要	備考
乗用自動車	自動車車検証に最大積載量の記載がなくかつ特種の用途に供されている設備(運転者席及びこれと並列の座席以外の部分をいう。)が専ら人の運搬の用に供されているもの(特種用途に供されている設備の操作のための座席などは人の運搬に供するものとは扱わない。)	代表的事例 救急車 護送車 キャンピング車 (注) 車両総重量が8t以上で乗車定員が10人以下のもの及び最大積載量の記載があるものは「貨物自動車」として取り扱う。
貨物自動車	上記以外のもの	代表事例 現金輸送車 検査測定車 タンク車 穴掘建柱車 ウインチ車 クレーン車 くい打車 梯子車 郵便車 冷凍冷蔵車 散水車 塵芥車 糞尿収集車 放送中継車

(参考) 5車種区分を採用する道路における普通自動車の区分(軽自動車、小型自動車、特種自動車についてはそれぞれの区分となる。)

乗車定員	1~10人	11~29人	30人以上
車両総重量が8t未満かつ 最大積載量5t未満	乗用=普通 貨物=中型	中型	特大
車両総重量が8t以上又は 最大積載量5t以上	大型(注)	車長9m未満=大型 車長9m以上=特大	

(注)4車軸以上の自動車(車両制限令の限度以内の4車軸の自動車は除く。)は、特大車

別表注(車種区分等)

(被積載車両等)

第一 受託者は、他の車両を完全に荷台に積載した通行車両については、積載車両の料金を收受するものとし、被積載車両の料金は收受しないものとする。

ただし、当該道路内において他の車両を積載したと認められる場合は、直ちに公社にその旨報告し、その指示を受けなければならない。

(けん引車両等)

第二 受託者は、次の各号の一に該当する通行車両については、それぞれの車両の料金を收受しなければならない。

- 一 車両が他の車両をロープ、鎖、鋼索、その他けん引するための用具によりけん引しているとき。
 - 二 車両が他の車両を前輪又は後輪をつりあげた状態でけん引しているとき。
 - 三 けん引車と被けん引車とが連結されているとき。ただし、けん引車と被けん引車とを一体としたトレーラーの料金が設定されている場合を除く。
- 2 受託者は、リヤカー等を連結して使用する二輪の耕うん機についてはリヤカー等と一体として小型特殊自動車の料金を收受しなければならない。

(特殊用途自動車)

第三 特殊用途自動車の車種区分は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号、以下「施行規則」という。)第2条に定めるところにより区分し、そのうち普通自動車又は小型自動車に該当するものは、当該自動車の主たる用途により乗用自動車又は貨物自動車に区分する。

(自衛隊車両)

第四 自衛隊で使用する車両のうち、自衛隊法(昭和26年法律第165号)第114条の規定により道路運送車両法(昭和26年法律第189号)の適用が除外されている自動車については、施行規則第2条に定めるところにより車種区分する。

2 受託者は、前項に規定する車両のうち車種区分が不明確な通行車両については、自衛隊が使用する自動車が携行する自動車検査証の提示を求める等の方法により正確な車種判別を行うよう努めなければならない。

(駐留軍車両)

第五 駐留軍籍で使用する車両のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送車両法等の特例に関する法律(昭和27年法律第123号)第1条第2項の規定により自動車の登録に関する規定の適用が除外されている自動車の車種区分は、前条の規定を適用する。

(未登録自動車等「仮ナンバー」)

第六 臨時運転番号票により通行する自動車は軽自動車であるので、軽自動車として取扱う。

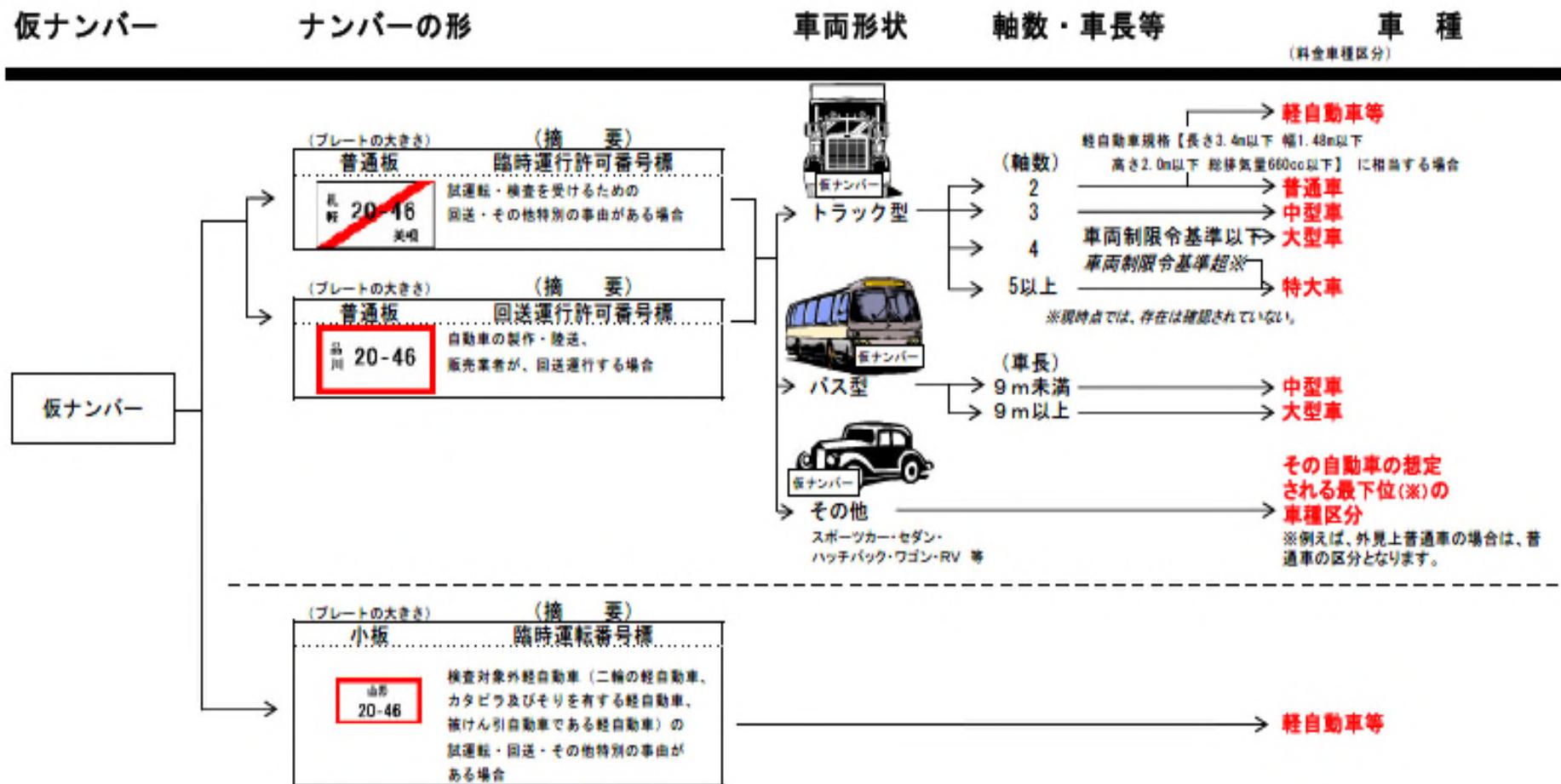
- 2 臨時運行許可番号票及び回送運行許可番号票により通行する自動車の車種区分は当該自動車が登録された場合に該当する車種に区分して取扱う。ただし、製造又は改造過程にあり荷台その他の物品積載装置又は運転者以外の者に供する座席が備えられていない単車体の自動車の車種区分の取扱いは次の各号に定めるところによる。
- 一 専ら貨物を運搬することを目的として作製された自動車で荷台その他の物品積載装置が一切備えられていないもの。
- イ 小型自動車の構造等に該当する自動車 普通車
- ロ 3軸以下でイに掲げるもの以外の自動車 中型車
- ハ 4軸車の自動車(道路法第47条の2に規定による通行の許可を受けたものを除く。) 大型車
- 二 イからハまでに掲げる以外の自動車 特大型車
- 二 専ら乗合型自動車とすることを目的として作製された自動車で運転者以外の者に供する座席が備えられていないこと。
- イ 車長が9m未満の自動車 中型車
- ロ 車長が9m以上の自動車 大型車
- 3 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両の特例に関する法律(昭和39年法律第109号)第2条第2項の条約締結国登録自動車の車種区分は、第四、第五及び前項に規定する車両を除き、第三の規定に準用する。
- 4 被けん引車両のうち構造及び原動機が不明なものの車種区分は、施行規則第2条に従いけん引車の長さ、幅及び高さにより区分する。

(路線バス)

第七 乗合自動車のうち、次の各号の一に該当するものは、乗合型自動車(路線)に車種区分する。

- 一 一般乗合旅客自動車運送事業の免許を受け、時刻表により定期に一定路線を運行するもの。
- 二 前号の車両が該当一定路線内を定期運行するため回送するもの。
- 三 一般貨物旅客自動車運送事業の免許を受けた者が、乗合旅客運送の許可を受けて運行するもの。(当該許可の期間内に許可された運送区内を回送するものを含む。)

「仮ナンバー」とは、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標及び臨時運転番号標の総称です。



別紙様式1(第14条第3項第1号関係)

〇〇管理事務所第 号
様

(本通知書受領員)

年 月 日
所長 印

事故車引取通知書

あなたの車両(車種)・車両登録番号を当公社において
に排除したいので、必ず取引期間内に排除費用をお支払いのうえ、引
き取ってください。もし、引取期間内に引き取らない場合は、当方において処分いたします
ので、ご了承ください。なお、取引期限、排除費用等は、下記のとおりです。

記

1 排除実施年月日 年 月 日
2 引取期限 年 月 日まで
(引取時間) (9:00 から 17:00 まで)ただし、期限内であっても盜難等についての責任は
負いかねますので、できるだけ早く引き取ってください。

3 排除費用 円也

4 排除費用納入期限 年 月 日まで

5 排除費用納入(振込)先

(注意) (1) 車両を引き取る場合には、必ず通知書及び排除費用納入に関する領収書を持参してください。

(2) 本件についての問合せ、又は連絡先は次のとおりですので、必ず引き取りに来られる前に
ご連絡ください。

(機関名: 電話番号: 担当者名:)

(注意) (イ) 引取期限は、原則として排除した日から2週間以内とする。

(ロ) 原因者負担金がある場合において、排除費用の納入に関する通知を省略するときには下
線の部分を抹消する。

(ハ) 3については排除費用のみを徴収する場合には「〇〇円也」、原因者負担金と併せて徴
収する場合には「原因者負担金と併せて納入してください。」と記入する。

別紙様式 2(第 14 条第 3 項第 1 号関係)

○○管理事務所第 号
様

(本通知書受領員)

年 月 日
所長 印

事故車処分通知書

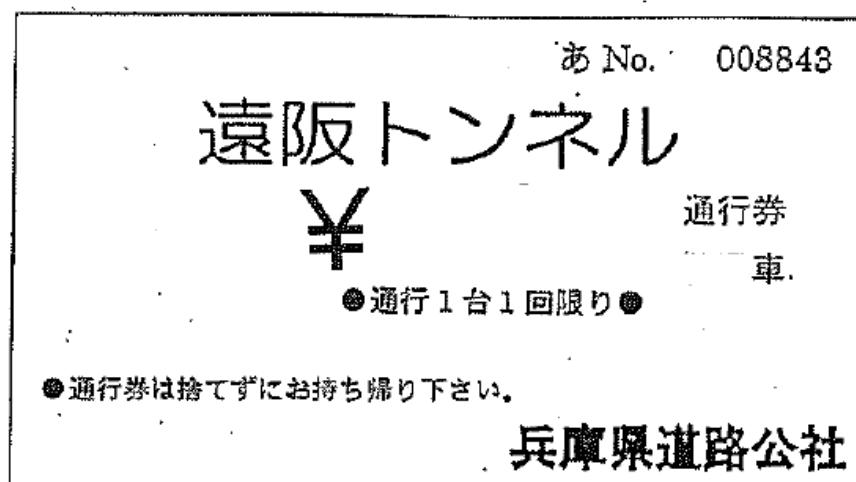
年 月 日付け第 号により通知しましたあなたの車両は、引取期限を既に過ぎていますので、 年 月 日までに車両を引き取らない場合には、所有権を放棄したものとみなし、当方において処分いたします。

なお、ご存知がある場合には、必ず前記期間内にご連絡ください。

- (注意) (1) 車両を引き取る場合には、必ず本通知書又は事故車引取通知書を持参してください。
- (2) 既に排除費用を支払っているときは、必ずその領収書又は銀行振込の領収書を併せて持参してください。また、排除費用をまだ支払っていないときは、所定の納入先又は当事務所においてお支払いください。
- (3) 本件についての問合せ又は連絡先は、次のとおりですので、必ず引き取りに来られる前にご連絡ください。

(機関名: _____ 電話番号: _____ 担当者名: _____)

予備通行券



別紙様式 4(第 20 条第 1 項関係)

CERTIFICATE (軍用車両有料道路通行証明書)		
TYPE OF VEHICLE (車種) VEHICLE (車両番号)	DRIVER'S NAME (運転者氏名)	日付印を押印する
<p>This is to certify that above is the United States military Vehicle as referred to in the Second sentence of paragraph 2 of article V of the agreement under article VI of the Treaty of Cooperation and Security between Japan and United States of America Regarding Facilities and areas and the States of United States armed Forces in Japan</p> <p>(本車両は、地位協定第5条第2項第2文にいう合衆国の軍用車両であることを証明する。)</p>		
SIGNATURE OF CERTIFIER (発行責任者署名)	TITLE (官職)	DATE (日付)

別紙様式 5(第 20 条第 2 項関係)

誓 約 書

私は、 年 月 日 道路を通行しましたが、所定の通行証明書を持参しておりませんので、 年 月 日までに 道路管理事務所長あて必ず通行証明書を送付いたします。

年 月 日

道路管理事務所長 殿

車種

車両番号

運転者氏名

住所

所属

Date:

To: Chief. Road Operation Office

I travelled Toll Road without carrying the certificate to be issued by authorized officer. The said certificate shall be mailed to the Chief of Toll Road Operation Office no later than

Type of Vehicle:

Vehicle Number:

Driver's Name:

Address:

Organization:

N.O.

業務用車両証明書

1 コード番号 — —
2 車種
3 車両番号
4 通行区間
5 使用者名
6 通用期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

兵庫県道路公社 ○○長

N.O.

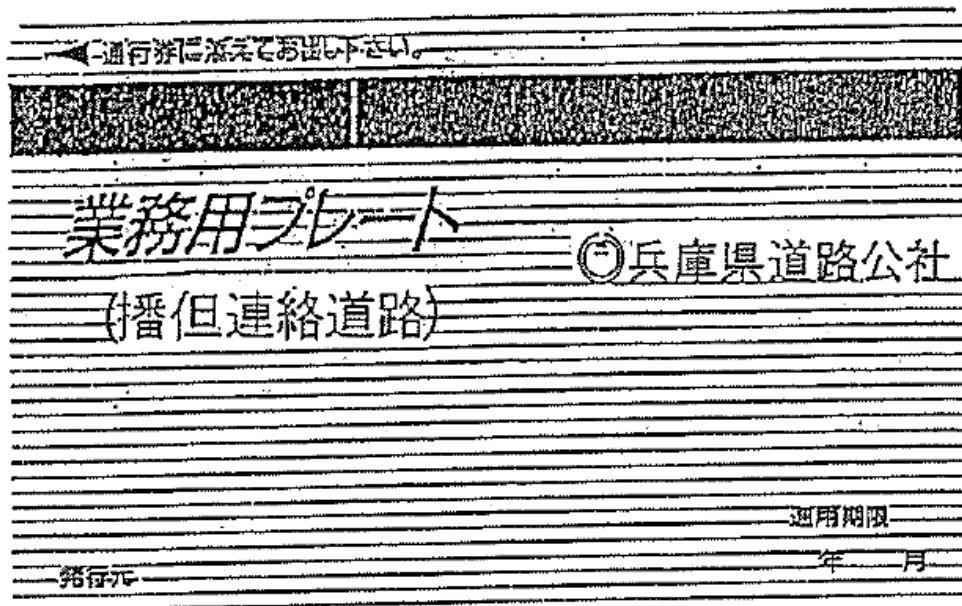
工事用車両証明書

1 コード番号 — —
2 車種
3 車両番号
4 通行区間
5 使用者名
6 通用期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

兵庫県道路公社 ○○長

使 用 注 意 事 項

- 1 本証明書は、プレートと併用して使用すること。
一方を持参しない場合は無効とします。
- 2 次の場合は、本証明書及びプレートを無効として回収します。
 イ 券面記載事項が不明となったプレートを使用したとき。
 ロ 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
 ハ 券面表示の車両以外の車両に使用したとき。
 ニ 通用期間以外に使用したとき。
 ホ 通用区間以外の区間に使用したとき。
 ヘ その他不正通行の手段として使用したとき。
- 3 上記の違反行為を行ったときは、所定の通行料金(割増金を含む)を徴収します。



注 意 事 項

このプレートは、業務用車両証明書または、工事用車両証明書とあわせて料金所で使用して下さい。

1. 次の場合、このプレートを無効として回収し、所定の料金（割増金を含む）をいただきます。

- (1) 券面記載の自動車以外の自動車が使用したとき。
- (2) 券面記載事項を改変して使用したとき。
- (3) その他不正使用の目的として使用したとき。

2. 通用期間が切れたり、不用となつたときは、直ちに発行元へお返し下さい。

3. このプレートは、大切にお取り扱い下さい。万一、紛失、盗難、き損の場合は当公社にお届け下さい。

このプレートを搭載された方は、当公社または最寄りのインターチェンジの料金所にご登録下さい。

別紙様式 8(第 22 条第 1 項関係)

10 cm

公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	令和 年 月 日
通行道路及び 通行区間	道路名 _____ ICから _____ ICまで
乗車責任者の 職名・氏名	職名 _____ 氏名 _____
自動車登録番号 又は車両番号	
用務	
上記利用は、「料金を徴収しない車両を定める告示」第 1 号又は第 3 号に該当する用務の利用であることを証明する。	
令和 年 月 日	
発行者 職名 _____	
氏名 _____ 印	
(注意事項) 1. 本証明書は、車両 1 台の通行 1 回につき 1 枚を使用する。 2. 本証明書の有効期間は、発行日から 1 ヶ月間とする。 3. 料金自動収受機を設置している料金所等については、料金所係員の指示に従い通行すること。	

14 cm

別紙様式 8-1(第 22 条第 1 項関係)

行動従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	年 月 日 から 年 月 日 まで
通行道路名及び 通行区間	道路名 _____ I C から _____ I C まで
一時退出する 道路名及び IC 名	道路名 _____ I C
乗車責任者の 職名・氏名	職名 _____ 氏名 _____
自動車登録番号 又は車両番号	
用務	
上記利用は、「料金を徴収しない車両を定める告示」第3号又は第4号に該当する用務の利用であることを 証明する。	
年 月 日	
発行者 職名 _____	
氏名 _____ (印)	
料金所使用欄	

(注意事項)

1. 本証明書は、車両 1 台の通行 1 回につき 1 枚を使用する。なお、予定される経路上において、複数の料金所を通過する場合であっても、1 枚の証明書により通行できるものとする。
2. 予定される経路上において、公務利用のために高速道路から一時退出する必要がある場合は、一時退出する道路名及び IC 名を証明書に記入するものとする。
3. 本証明書の有効期間は、発行日から 1 ヶ月間とする。
4. 料金精算機を設置している料金所等又はスマートインターチェンジについては、料金所係員の指示に従い通行すること
5. ETC 専用料金所については、サポートレーンにて料金所係員の指示に従い通行すること。
6. ETC 専用レーン（スマートインターチェンジを除く）を本証明書で通行することはできない。

【注】発行番号は一連番号とする。用紙は A4 サイズ (JIS 規格) の片面印刷とする。

無料通行車両簿(年度)

料金事務所

未納金納入告知書

3 / 4

一連番号

通行料金	通行料金支払額		通行料金未納額
	現金	ハイカ等	
割増金	割増金支払額		割増金未納額
	現金		
計	計		未納請求額
	現金	ハイカ等	

自 宅 住 所 (漢 字)

勤務先（上段：カナ 下段：漢字）

電 話 番 号 (勤務先)

納 入 方 法	1 .	に持参	免 許 証 番 号				
	2 .						
支 払 予 定 日	平 成	年	月	日			

氏名(自署)_____ 樣

未 納 日 平 成 年 月 日

未納金額 円

通行区間 道路 から まで

上記未納金額は、本日から10日以内に公社料金所または、日本道路公団料金所に本状を添えてお支払いください。

平成 年 月 日

兵庫県道路公社
播但連絡道路管理事務所長

(収入担当者)

強行突破データ通知書（摘発分を除く）料

メッセージコード	機関コード	年月	出 口	路線・IC No.	(通知日時)	年 月 日	(係員)	料							
1	5	5	9	4											
1	1	7	7												
発生日	発時	生 分	一連番号	車両番号	車両型式等(カナ)			車種	用途	認定	撮影	通行料金	割増料金	未納金	備考
14	30	30	24	漢字 数字 力 ナ 数字	メーカー	型 式	色	A B	区 分	IC No.	区 分				
15	31	31	25					30	31	32	33				
16	32	32	26					34	35	36	37				
17	33	33	27					38	39	40	41				
18	34	34	28					42	43	44	45				
19	35	35	29					46	47	48	49				
20	36	36	30					50	51	52	53				
21	37	37	31					54	55	56	57				
22	38	38	32					58	59	60	61				
23	39	39	33					62	63	64	65				
24	40	40	34					66	67	68	69				
25	41	41	35					70	71	72	73				
26	42	42	36					74	75	76	77				
27	43	43	37					78	79	80	81				
28	44	44	38					82	83	84	85				
29	45	45	39					86	87	88	89				
30	46	46	40					90	91	92	93				
31	47	47	41					94	95	96	97				
32	48	48	42					98	99	100	101				
33	49	49	43					102	103	104	105				
34	50	50	44					106	107	108	109				
35	51	51	45					110	111	112	113				
36	52	52	46					114	115	116	117				
37	53	53	47					118	119	120	121				
38	54	54	48					122	123	124	125				
39	55	55	49					126	127	128	129				
40	56	56	50					130	131	132	133				
41	57	57	51					134	135	136	137				
42	58	58	52					138	139	140	141				
43	59	59	53					142	143	144	145				
44	60	60	54					146	147	148	149				
45	61	61	55					150	151	152	153				
46	62	62	56					154	155	156	157				
47	63	63	57					158	159	160	161				
48	64	64	58					162	163	164	165				
49	65	65	59					166	167	168	169				
50	66	66	60					170	171	172	173				
51	67	67	61					174	175	176	177				
52	68	68	62					178	179	180	181				
53	69	69	63					182	183	184	185				
54	70	70	64					186	187	188	189				
55	71	71	65					190	191	192	193				
56	72	72	66					194	195	196	197				
57	73	73	67					198	199	200	201				
58	74	74	68					202	203	204	205				
59	75	75	69					206	207	208	209				
60	76	76	70					210	211	212	213				
61	77	77	71					214	215	216	217				
62	78	78	72					218	219	220	221				
63	79	79	73					222	223	224	225				
64	80	80	74					226	227	228	229				
65	81	81	75					230	231	232	233				
66	82	82	76					234	235	236	237				
67	83	83	77					238	239	240	241				
68	84	84	78					242	243	244	245				
69	85	85	79					246	247	248	249				
70	86	86	80					250	251	252	253				
71	87	87	81					254	255	256	257				
72	88	88	82					258	259	260	261				
73	89	89	83					262	263	264	265				
74	90	90	84					266	267	268	269				
75	91	91	85					270	271	272	273				
76	92	92	86					274	275	276	277				
77	93	93	87					278	279	280	281				
78	94	94	88					282	283	284	285				
79	95	95	89					286	287	288	289				
80	96	96	90					290	291	292	293				
81	97	97	91					294	295	296	297				
82	98	98	92					298	299	300	301				
83	99	99	93					302	303	304	305				
84	100	100	94					306	307	308	309				
85	101	101	95					310	311	312	313				
86	102	102	96					314	315	316	317				
87	103	103	97					318	319	320	321				
88	104	104	98					322	323	324	325				
89	105	105	99					326	327	328	329				
90	106	106	100					330	331	332	333				
91	107	107	101					334	335	336	337				
92	108	108	102					338	339	340	341				
93	109	109	103					342	343	344	345				
94	110	110	104					346	347	348	349				
95	111	111	105					350	351	352	353				
96	112	112	106					354	355	356	357				
97	113	113	107					358	359	360	361				
98	114	114	108					362	363	364	365				
99	115	115	109					366	367	368	369				
100	116	116	110					370	371	372	373				
101	117	117	111					374	375	376	377				
102	118	118	112					378	379	380	381				
103	119	119	113					382	383	384	385				
104	120	120	114					386	387	388	389				
105	121	121	115					390	391	392	393				
106	122	122	116					394	395	396	397				
107	123	123	117					398	399	400	401				
108	124	124	118					402	403	404	405				
109	125	125	119					406	407	408	409				
110	126	126	120					410	411	412	413				
111	127	127	121					414	415	416	417				
112	128	128	122					418	419	420	421				
113	129	129	123					422	423	424	425				
114	130	130	124					426	427	428	429				
115	131	131	125					430	431	432	433				
116	132	132	126					434	435	436	437				
117	133	133	127					438	439	440	441				
118	134	134	128					442	443	444	445				
119	135	135	129					446	447	448	449				
120	136	136	130					450	451	452	453				
121	137	137	131					454	455	456	457				
122	138	138	132					458	459	460	461				
123	139	139	133					462	463	464	465				
124	140	140	134					466	467	468	469				
125	141	141	135					470	471	472	473				
126	142	142	136					474	475	476	477				
127	143	143	137					478	479	480	481				
128	144	144	138					482	483	484	485				
129	145	145	139					486	487	488	489				
130	146	146	140					490	491	492	493				
131	147	147	141					494	495	496	497				
132	148	148	142					498	499	500	501				
133	149	149	143					502	503	504	505				
134	150	150	144					506	507	508	509				
135	151	151	145					510	511	512	513				
136	152	152	146					514	515	516	517				

機器口一

機関コード	機 関 名	機関コード	機 関 名
01	本 社	61	北海道支社
15	東 京 建設局	63	北陸支社
18	静 雅 建設局	73	東北支社
20	名 古 屋 建設局	77	西 国 支社
44	東京第一管理局	79	中 国 支社
46	東京第二管理局	81	四 州 支社
47	東京第三管理局	83	九 支社
50	名古屋管理局		

車種 A

コード	車種A
1	普通車
2	大型車
3	特大型車
4	中型車
5	軽自動車等

南種 B

コード	車種	B
1	二輪	車
2	軽自動車	車
3	小型乗用車	車
4	小型貨物車	車
5	普通乗用車	車
6	普通貨物車	車
7	特殊車	車
8	バス	ス

用途区分

区分	用途
1	自家用
2	営業用

撮影区分

区分	撮影の有無
0	無
1	有

(注) 1. 上記項目以外の通知事項があるときは、不正通行データ通知書に記入する。

2. 不明の項目は、空欄とする。

3. 車両型式等、通行料金、割増料金及び未納金は当分の間空欄とする。

預金簿

(年 月)

料金事務所

別紙様式 13(第 31 条第 2 項関係)

審查結果一覽表 (料)

料金所

令和 年 月 日

審査担当者

EI

(注) 最右欄の「審査担当者」欄の押印は、審査を実施した者(審査担当者又は審査担当者の補助者)が行うものとする。

別紙様式 14(第 33 条関係)

収入調書 (管)

令和 年 月 日 () 分

遠阪トンネル料金事務所

管理事務所	契約代理人	料金事務所長

収受した金額 A	未納金入金 B	補填金 C	減額調定 D	回数券 E	料金収入 F=A+B+C+D+E	当 日 預 金 し た 金 額 の 内 訳			
						日分	/~/日分	当日分(G)	合 計

収受した金額 A	収受すべき金額 H	過不足金 I = A - H	勤務番号	理 由	超過額	不足額

出口勤務

(単位:台)					
現金車		緊急車		未 納 車	
身障車		ICC 別納		業務プレート	
回数券		ICC 業務		身障クレカ ()	
無料証明		ICC クレカ		その 他 ()	
ブース有料数		ブース無料数		ブース計	
総有料数		総無料数		総通行数	

(単位:台)	(単位:枚)	(単位:枚)	(単位:枚)
ETC 別納		無料通行証内訳	予備券(b)交付枚数内訳
ETC 業務		特別通行券	車種 1
ETC クレカ		公務通行券	車種 2
ETC有料数		業務通行券	車種 3
ETC無料数		その 他	車種 4
ETC総数計		計	車種 5
			計

上記のとおり報告致します。

令和 年 月 日

兵庫県道路公社

播但連絡道路管理事務所長様

作成者

(印)

別紙様式 15(第 33 条関係)

道 岡

日 累 計

(年 月 日曜) 日締済

作成日 年 月 日

勤務 NO.	****	收受員 NO.	****	車線 NO.	**	勤務開始時刻	**.**.** **:**
						勤務終了時刻	**.**.** **:**

取扱台数(回)	
E T C 車台数(回)	
通過台数(回)	
台数差(△+B-C)	
收受した金額(円)	
機械取扱金額(円)	
予備券金額(円)	
未納一部納入金(円)	
過不足金額(△-E-F-G)	

身障者金額	
身障者予備券金額	
別納金額	
別納予備券金額	
クレカ利用金額	
クレカ予備券金額	
ハイカ利用金額	
ハイカ予備券金額	

E T C 別納利用金額	
E T C 別納予備券金額	
E T C クレカ利用金額	
E T C クレカ予備券金額	

通過台数(△=H-(I+J)-K)	
機械前進通過回	
機械後進通過(回)	
申告台数(回)	
不法台数(回)	

	現金車	身障者	別納	業務	Q R	クレカ	E別納	E業務	Eクレ	小計
機械取扱台数										
予備券										
明細処理件数										
明細										

	回数券	船車券	駐留車	無料	未納車	出口券	小計	合計	
機械取扱台数									
回 収									

身クレ	
身Eクレ	
QR差額	

流出割引台数	訂正回数	訂正金額	ETC訂正回数	ETC訂正金額	再発行枚数	再発行金額	誤进入	未受領枚数
別納2度掛	クレカ2度掛	ハイカ2度掛	E T C 2度掛	勤務前進	勤務前後進	勤務前輪数	勤務中輪数	利用証明書

車線サーバー台数	
E T C 車	
非 E T C 車	
異常 E T C 1	
中断中 E T C	

別紙様式 15-2(第 33 条関係)

遼 阪

目 異 計

(年 月 日 曜) 日 締 濟

作成日 年 月 日

別紙様式 15-3(第 33 条関係)

遠 取

日 累 計

(年 月 日 - 曜) 日経

作成日 年 月 日

勤 務 NO.	***	收 受 員 NO.	***	車 總 NO.	**	勤 務 開 始 時 刻	**.**.** **:**
						勤 務 終 了 時 刻	**.**.** **:**

E T C 車 台 数 (A)	
非 E T C 車 台 数 (B)	
異 常 E T C (C)	
通 過 台 数 (D)	
台 数 差 (A+B+C-D)	

E T C 別 納 利 用 金 額	
E T C ク レ カ 利 用 金 額	

通 過 台 数 (D = E - F)	
機 械 前 進 通 過 (E)	
機 械 後 進 通 過 (F)	

書 込 異 常	
---------	--

	遠 取							小 計	明細件数
E T C 別 納									
E T C 業 務									
E T C ク レ カ									
合 計									

ブース開閉時のマニュアル

I. ブース開放・閉鎖作業の遵守事項

- ・ 如何なる時もブース開放及び閉鎖作業は2人1組で行い、作業が完全に終了するまで他の業務に就かない。
- ・ 作業に就く2人は、ヘルメット・安全チョッキを着用し、警笛を携帯すること。又、2人の内の1人が赤旗(夜間は赤色燈)を持って作業にあたること。
- ・ ブース間を横断する場合は、車両の途切れた時若しくは車両の停止を確認のうえ、赤旗を掲げてブース後方を速やかに横断する。なお、地下道のある箇所については、必ず地下道を利用すること。
- ・ 閉鎖バーの設置場所、及び作業者の立場所は別紙のとおりとする。

II. ブース開放・閉鎖作業の要領

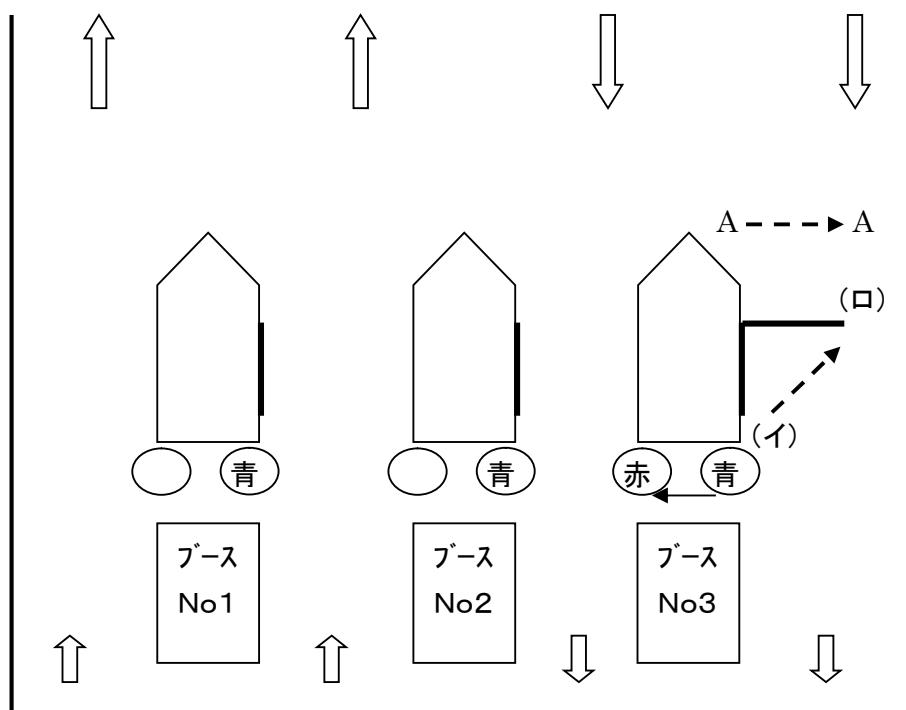
【開放ブースを閉鎖する時の要領】

- ① ブースの信号を赤色にして、その後作業にあたる2人が赤色の信号確認をするとともに、通行車両の状況を確認した上で作業を開始する。
- ② 1人が赤旗を振り車両が進入してこないように動作を繰返す。もう1人は、車両が進入してこないことを十分確認して、前方を直視しながら閉鎖バーを押し開いて設置後、バーが動かないようにしっかりとロックし、固定する。
- ③ 車両が進入してこないか十分確認のうえ、閉鎖バーを移動した1人が速やかに車線上から退去する。
- ④ その後、赤旗を振っていたもう1人が、進入車両がないか十分確認のうえ速やかに車線上から退去する。

【閉鎖ブースを開放する時の要領】

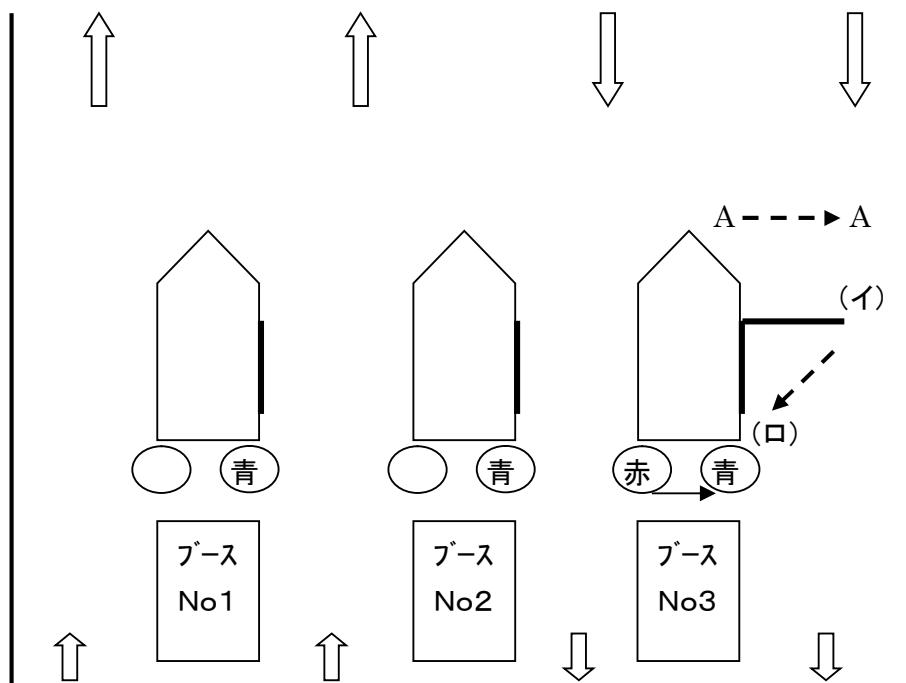
- ① 作業にあたる2人が信号が赤色であることを確認をするとともに、通行車両の状況を確認した上で作業を開始する。
- ② 1人が赤旗を振り車両が進入してこないように動作を繰返す。もう1人は、車両が進入してこないことを十分確認して、前方を直視しながら閉鎖バーを引き戻し収納後、バーが動かないようにしっかりとロックし、固定する。
- ③ 車両が進入してこないか十分確認のうえ、閉鎖バーを移動した1人が速やかに車線上から退去する。
- ④ その後、赤旗を振っていたもう1人が、進入車両がないか十分確認のうえ速やかに車線上から退去する。
- ⑤ 2人共完全に退去した後、ブースの信号を青色にする。

[開放ブースを閉鎖する時]



- ・ Aは図の位置で運転者が確認できるよう赤旗(夜間は赤色燈)を振りながら移行し、車両を左右に振り分け、車両進入を封じる。
- ・ Bは(イ)に設置の閉鎖バーを(口)の位置に押し開いて設置する。

[閉鎖ブースを開放する時]



- ・ Aは図の位置で運転者が確認できるよう赤旗(夜間は赤色燈)を振りながら移行し、車両を左右に振り分け、車両進入を封じる。
- ・ Bは(イ)に設置の閉鎖バーを(口)の位置に引き戻して収納する。

仕様書

- 1 委託の名称
遠阪トンネル料金収受業務委託
- 2 委託の期間
令和8年1月19日から令和9年3月31日まで
- 3 委託費の積算
委託費の積算は、別添の「設計図書」によるものとする。
なお、入札における委託費は、令和8年1月19日から令和9年3月31日を対象として積算するものとする。
- 4 入札金額
入札金額は、委託費の積算対象期間における見積額とする。(但し、消費税及び地方消費税を除く)
- 5 契約保証金
契約期間における契約の保証は、業務履行保証人により保証すること。
業務履行保証人は、受注者と同等以上の資力及び同業務の履行実績があり業務履行能力を有すると発注者が承諾したものとする。
- 6 契約
入札の結果、落札金額に消費税及び地方消費税を加算した額を契約金額とする。
- 7 契約金額等の変更等
業務に著しい変更が生じた場合は、契約を変更できるものとする。
- 8 委託の場所、料金所開放レーン及び時間等
 - (1) 委託場所は次のとおりとする。
朝来市山東町柴～丹波市青垣町遠阪（遠阪トンネル）
 - (2) 料金事務所及び料金所の所在地
朝来市山東町柴
 - (3) 設置レーン数
6 レーン
(北行南行各3 レーン　うち北行南行各1 レーンはETC専用レーン)
 - (4) 配置人員、料金所開放レーン及び時間
料金事務所の配置人員表、料金所の開放レーン及び時間等（別紙1）のとおりとする。受注者は、上記の開放業務実施報告書を出務表とともに、毎月末日に播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）に提出することとする。
なお、これ以外のレーン開放については、臨時業務として半期毎に所長に報告し、適正な臨時業務と認められる場合は契約金額の変更を行うものとする。
- 9 料金収受の業務内容等
原則として遠阪トンネル料金収受業務要領（以下「要領」という。）の定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 料金収受方法
レシート発行方式
 - (2) 主な業務内容
 - ① 通行者から現金、回数券、ETCクレジットカード、ETCコーポレートカード、業務用車両証明書、(ETC)業務用プレート、軍用車両有料道路通行証明書等により要領の定めるところに従って、所定の通行料金等を收受すること。
 - ② 受注者は定められたレーンを開放するほか、常に交通の実態を把握し、次の各号による場合は適正な数の入口及び出口の車線を開放すること。